

第7編

その他の災害対策編

第1章 火山災害対策

第1節 基本的な考え方等

延岡市内においては、火山の噴火に伴う噴石や土石流などによる直接的な人的被害の発生は極めて低いと想定されるものの、降灰による農林水産物、交通、市民生活等への支障など次の被害が予想されるため、次の対策を講じる。

◇降灰による、具体的予想被害

- 露地野菜等への降灰、ハウス倒壊等による出荷不能
- 降灰及び粉塵等による健康被害、学校教育等への支障
- 道路、道路標識等視界(認)不良及び粉塵等に伴う事故
- 家畜避難の所要発生、上水道への影響、降灰処理時の負傷
- 観光・イベントへの影響等

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

第2節 火山災害応急対策計画

第1項 活動体制の確立

火山災害による人的被害発生の可能性は低いことから、災害対策本部等を設置することなく、関係部局において対応することを基本とする。ただし、市民生活に大きな影響を及ぼす事象が発生した場合は、警戒本部等を設置して対応する。

◇本部の設置基準

区分		設置基準
情報連絡本部	準予備体制 [危機管理部職員]	○霧島山火山が爆発的噴火（長期にわたり継続して爆発的噴火を繰り返している場合を除く）した場合 ○降灰による被害が甚大で全庁あげて対応する必要がある場合 ○火山周辺自治体が、警戒本部又は対策本部を設置した場合
	予備配備体制 [関係課職員]	○継続した噴火により、市民生活に影響が及ぼす降灰が続く場合
災害警戒本部		○降灰により、継続して市民生活に大きく影響することが予想され、関係部局、県及び関係機関等と連携し対応する必要がある場合
災害対策本部		○その他、危機管理部長が必要と認める場合

第2項 火山災害に関する情報の伝達

1 噴火警報等の発表と伝達及び通報

(1) 噴火警報等の種類

鹿児島地方気象台及び福岡管区気象台は噴火警報等を発表する。また、噴火警戒レベルが定められた火山については、噴火警戒レベルを噴火予報、噴火警報により発表する。

なお、本県に被害を及ぼす可能性のある五山（霧島山（新燃岳、御鉢、えびの高原（硫黄山）周辺）、大幡池）、桜島、阿蘇山、九重山及び鶴見岳・伽藍岳）は、いずれも噴火警戒レベルが運用されている。

①噴火警報・予報

ア 噴火警報は、気象業務法第13条第1項、気象庁予報警報規程第3条第4項、第9条の3第1項及び同条第2項の規定により、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、活動火山対策特別措置法第12条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。

(ア) 居住地域を対象とする場合

噴火警報（居住地域）又は「噴火警報」

(イ) 火口から居住地域の近くまで、あるいは火口周辺を対象とする場合

噴火警報（火口周辺）又は「火口周辺警報」

(ウ) 海底火山の場合

噴火警報（周辺海域）

イ 上記アのうち、「噴火警報（居住地域）」については、気象業務法第13条の2第1項の規定により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合に発表する噴火警報を「特別警報」に位置づける。

ウ 噴火予報は、気象業務法第13条第1項、気象庁予報警報規程第3条第4項、第9条の3第1項及び同条第2項の規定により、火山活動が静穏な状態が予想される場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。

②噴火警戒レベル（噴火警戒レベルが定められた火山に限る）

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。

ア それぞれのレベルには「火口周辺規制」、「入山規制」、居住地域における「高齢者等避難」や「避難」等、とるべき防災行動を示すキーワードを付す。

イ 噴火警戒レベルは、噴火予報、噴火警報により発表する。

ウ 各レベルの発表に用いる噴火予報、噴火警報は、「対象範囲を付した噴火警報の名称及びキーワード」による。

◇図表 7-1-1 対象範囲を付した噴火警報の名称とキーワード

噴火警戒レベルが運用されている火山

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範囲 の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から 少し離れた所まで の火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに 留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

噴火警戒レベルが運用されていない火山

種別	名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域及び それより火口側の範囲にお ける厳重な警戒 居住地域厳重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範囲 の火口周辺	火口から居住地域近くまでの 広い範囲の火口周辺にお ける警戒 入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から 少し離れた所まで の火口周辺	火口から少し離れた所まで の火口周辺における警戒 火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	活火山であることに 留意	火山活動は静穏。 火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

海底火山

種別	名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
警報	噴火警報 (周辺海域)	周辺海域	海底火山及びその周辺海 域における警戒 周辺海域警戒	海底火山の周辺海域に影響を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	直上	活火山であることに 留意	火山活動は静穏。 火山活動の状況によって、変色水等が見られることがある。

③噴火速報

噴火速報は、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用します。

④火山の状況に関する解説情報

鹿児島地方気象台及び福岡管区気象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

⑤降灰予報

降灰予報は、気象業務法第13条第1項及び第14条第1項の規定により、噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に「降灰予報（定時）」を発表し、18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。また、噴火が発生した場合に噴火後速やかに（5～10分程度）「降灰予報（速報）」、噴火後20～30分程度で「降灰予報（詳細）」をそれぞれ発表する。「降灰予報（速報）」は噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を、「降灰予報（詳細）」は噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。発表基準は、「降灰予報（定時）」を発表している火山では「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表し、「降灰予報（定時）」を発表していない火山では「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

⑥火山ガス予報

火山ガス予報は、気象業務法第13条第1項の規定により、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

⑦火山現象に関する情報等

鹿児島地方気象台及び福岡管区気象台は、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

ア 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

イ 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

ウ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

(2) 火山情報の発表及び通報伝達官署

宮崎県に關係する火山情報の発表及び通報伝達官署は、次のとおりである。

◇図表 7-1-2 火山情報の発表及び通報伝達官署

火山名	発表官署	通報伝達官署	情報等の種類
霧島山 (新燃岳) (御鉢) (硫黄山) (大幡池)	福岡管区気象台 鹿児島地方気象台	宮崎地方気象台	・ 噴火予報 ・ 噴火警報（居住地域） 略称：噴火警報 ・ 噴火警報（火口周辺） 略称：火口周辺警報 ・ 噴火警報（周辺海域） ・ 噴火速報 ・ 火山の状況に関する解説情報 ・ 降灰予報 ・ 火山ガス予報 ・ 火山活動解説資料 ・ 月間火山概況 ・ 噴火に関する火山観測報
桜島			
阿蘇山	福岡管区気象台		
九重山			
鶴見岳・伽藍岳			

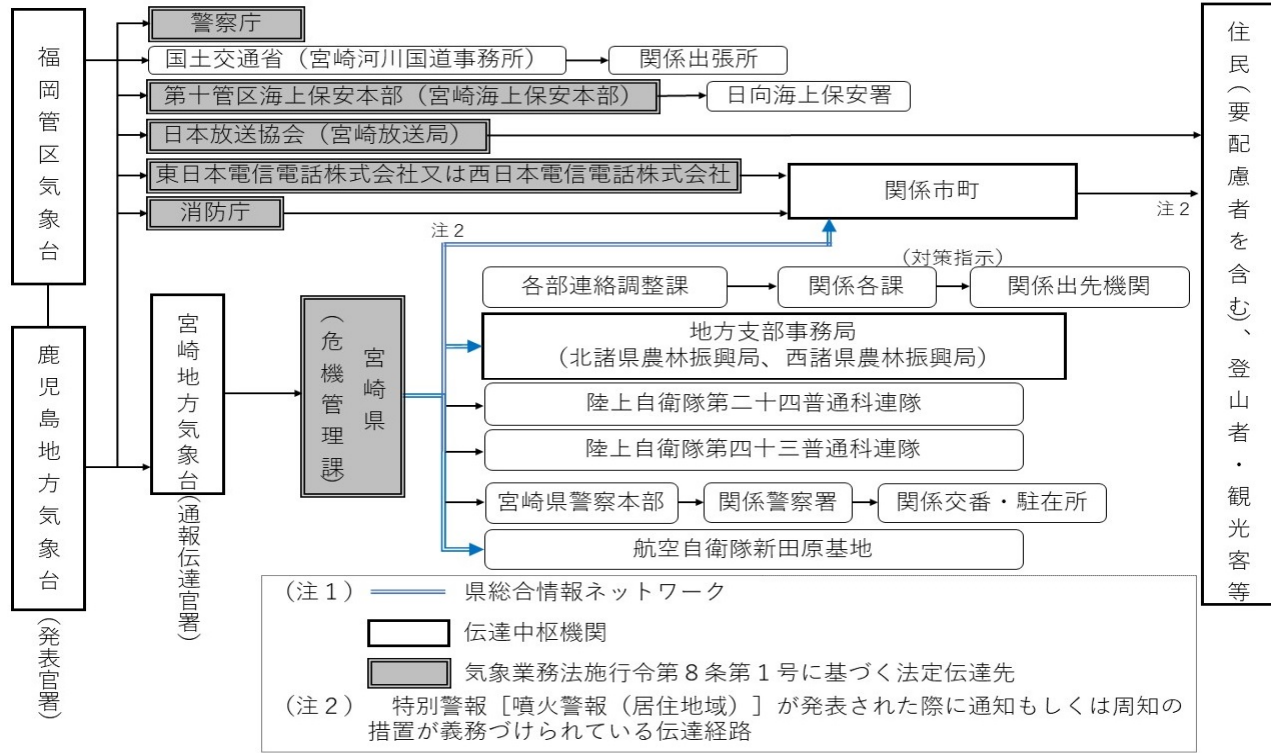
(3) 噴火警報等の通報・伝達系統

宮崎地方気象台から発表される噴火警報等の通報・伝達系統は、次のとおりとする。

噴火速報は、気象庁ホームページのほか、テレビやラジオ、携帯端末などで知ることができる。

事業者が提供するサービスは下表のとおりである。

◇噴火警報等の通報・伝達系統



◇噴火速報について事業者が提供するサービス（令和6年10月時点）

事業者名	提供方法	関連する URL と QR コード	アプリ
LINE ヤフー株式会社	Yahoo!防災速報アプリ (スマートフォン)	 https://emg.yahoo.co.jp/dl	
	Yahoo!ニュースアプリ (スマートフォン)		
	Yahoo!JAPAN アプリ (スマートフォン)		
	Yahoo!JAPAN トップページ (PC、スマートフォン)		
	LINE スマート通知 (LINE アプリ内通知設定)	 https://guide.line.me/ja/services/line-smart-notifications.html#002	
日本気象株式会社	お天気ナビゲータ (PC、スマートフォン、携帯電話、メール)	 https://s.n-kishou.co.jp/w/charge/kazan/kazan_top.html	
株式会社ウェザーニューズ	ウェザーニュース (スマートフォンアプリ、火山 Ch.)	 https://weathernews.jp/s/volcano/alarm.html	
	火山アラーム (ウェザーニュースアプリ内通知設定)		
	らくらくウェザーニュース (スマートフォンアプリ、山の天気)		
	ウェザーニュース (携帯電話、メール)		
アールシーソリューション株式会社	PREP (スマートフォンアプリ)	 https://www.rcsc.co.jp/appinfo	
	Safety tips (スマートフォンアプリ<14か国語(15言語)対応>)		
ゲヒルン株式会社	特務機関 NERV 防災 (スマートフォンアプリ<英語対応>)	 https://nerv.app/	

注) 気象庁ホームページ

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kazan/funkasokuho/funkasokuho_toha.html

(4) 通報・伝達要領

- ア 宮崎地方気象台は、噴火警報等を受け、当該噴火警報等を速やかに県、その他関係機関に伝達する。
- イ 宮崎地方気象台からアの情報を受けた関係機関は、それぞれの伝達系統により迅速に下部機関等に伝達する。
- ウ 下部伝達機関は、掲示、有・無線放送等の方法により、住民等に周知徹底を図る。

(5) 通報・伝達方法

- ア 宮崎地方気象台から伝達中枢機関に対して、噴火警報等を伝達する場合は、気象情報伝送処理システムや防災情報提供システム等による。
- イ 日本放送協会宮崎放送局は、気象情報伝送処理システムによる。
- ウ その他の伝達中枢機関は、それぞれ所管の通信網による。

第3項 広域避難

霧島火山における避難は、被災市町内の避難所への避難を基本としている。

ただし、被災市町が、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、他市町村への広域的な避難などが必要と判断し、本市に避難者の受入れ等の協議を申し出た場合は、当該市町村に協力する。

第2章 海上災害対策

第1節 基本的考え方等

第1項 計画の目的

延岡市の海上区域において、船舶の座礁、接触、衝突、沈没等による災害並びにこれらの災害による大量の有害液体物質、廃棄物の排出及びそれに伴う火災（以下、「海上災害」という。）が発生した場合には、人命救助、消火活動、流出油等の拡散防止と除去、付近の船舶及び沿岸住民の安全を図るため、県地域防災計画の「海上災害対策編」による対応を実施するほか、次の対策を講じる。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

第2項 市の処理すべき事務

- 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- 関係防災機関との調整
- 被災者の救出、救護（搬送・収容）
- 遺体の身元確認
- 沿岸へ漂着した、又はそのおそれのある排出油の除去及び処理等
- 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示
- 県又は他の市町村等に対する応援要請
- 流出油が河川又は港湾等に流入し、又は流入のおそれのある場合における河川管理者、港湾（漁港）施設管理者等に対する通報及び河川流域又は港湾等の沿岸の農・漁業者、漁業協同組合等に対する指導・支援
- 流出油防除資機材及び消火資機材の整備
- 漁業者、観光業者等の復旧支援

第2節 海上災害予防計画

【担当機関】日向海上保安署、水産課、生活環境課、危機管理部、消防本部、北浦総合支所産業建設課

- ◇ 海上での油流出など災害発生の未然防止を図る。
- ◇ 施設及び設備の被害を軽減するため、施設管理者及び関係機関は、次のとおり整備を図る。

1 情報収集・伝達の迅速・確実化

(1) 情報の入手

市及び関係機関は、所定の伝達経路及び手段を確認し、情報収集の迅速化を図るとともに、沿岸地域住民、沿岸施設及び付近船舶への緊急時の情報連絡体制を確立する。

(2) 住民への伝達

市及び消防機関は、住民への油流出災害の伝達手段として、サイレン、広報車等多様な通報伝達手段を確保し、住民への伝達を徹底する。

2 活動体制の整備

災害により危険物等が大量に流出した場合に備えて、地域住民等の避難誘導活動、危険物等の防除活動等を行うための体制の整備を図る。

- (1) 日向海上保安署は、石油会社、漁協、関係官庁等で構成されている宮崎県北部排出油等防除協議会関係者等に対し、海上防災思想の普及、海上安全防災対策に関する指導・育成を図ることとする。
- (2) 宮崎県北部排出油等防除協議会関係者に対しては、定例会議等を利用して海上安全防災対策に関する指導を行うこととする。
- (3) 危険物受入施設関係者に対しては、管理体制の充実・強化を指導することとする。
- (4) 船舶乗組員に対しては、巡視船艇による訪船、立入検査時等の機会をとらえ海上交通関係法令等の周知徹底を図るとともに、安全運航の励行、危険物荷役時の安全確認等指導を行うこととする。
- (5) 防災関係機関等相互間の連携協力体制の維持・強化を図るため、官民一体となった海上防災訓練を実施することとする。

3 流出油防除資機材等の整備

(1) 流出油防除資機材

- ア 大量流出油等の拡散防止のための施設及び設備
- イ 大量流出油等の吸引のための施設及び設備
- ウ 吸引した流出油等の処理のための施設及び設備
- エ 流出油の物理的、化学的処理のための資機材

(2) 救助用資機材

救命用ボート、救護用ゴムボート、水中ライト、救命胴衣、潜水用具セット等の整備に努める。

4 排出油防除資機材等の整備

市は、流出油防除資機材及び化学消火薬剤等消火機材の整備に努めるものとする。

第3節 海上災害応急対策計画

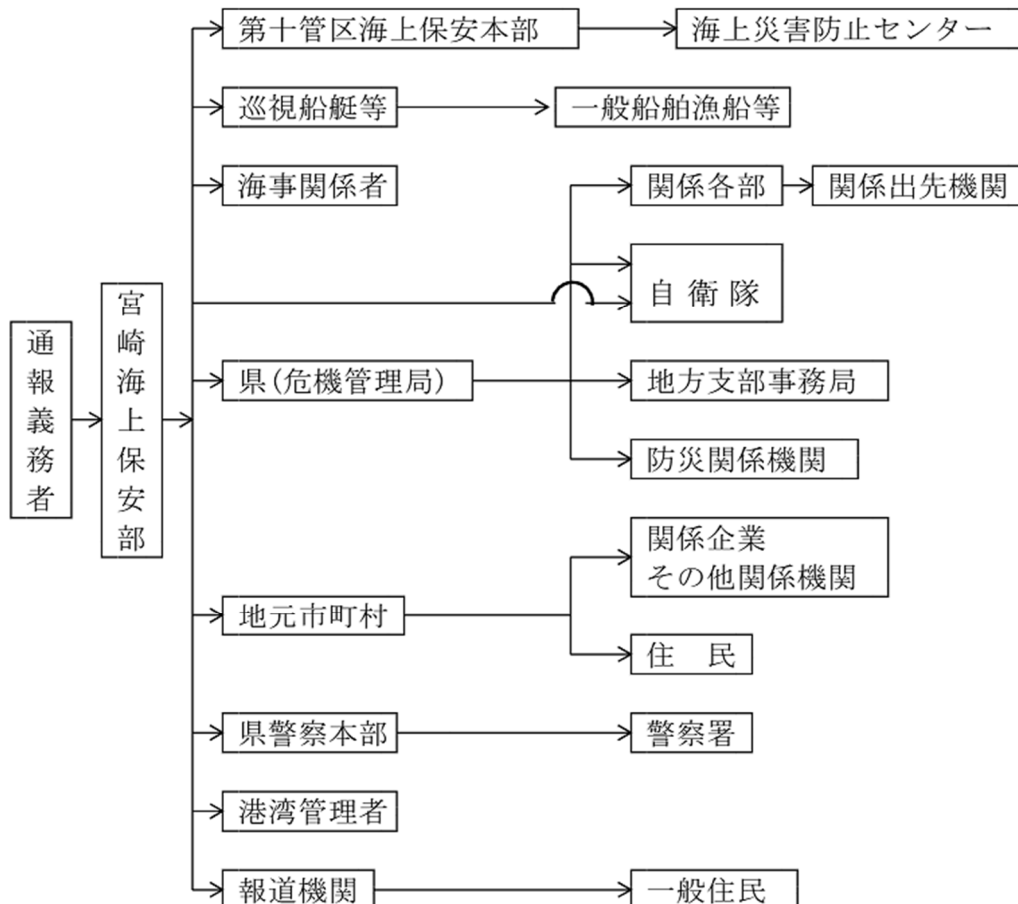
【担当機関】 総合調整班：危機管理企画課、防災施設整備室、総務課、職員課、管財課
環境衛生班：生活環境課・脱炭素政策室、地域・離島・交通政策課
消防本部

第1項 活動体制の確立

市は、市の区域に海上災害が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合において、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、市災害対策本部等を設置し、他の市町村、県等関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。

第2項 情報の収集・連絡

海上災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。



第3項 搜索、救助・救急及び消火活動

市は、沿岸において大規模な海上災害が発生した場合には、水難救助用資機材等を活用し、海上保安部、警察等関係機関と協力し、迅速な搜索活動及び救出救助活動を実施するものとする。消火活動については、次により行うものとする。

下記に掲げる消火活動は消防機関が担任し、宮崎海上保安部はこれに協力するものとする。

- (1) 埠頭又は岸壁等の陸岸施設に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶火災
- (2) 河川等における船舶火災

第4項 危険物等の大量排出に対する応急対策

船舶又は危険物貯蔵所等の事故により、油等が大量に流出した場合の対策は、「宮崎県北部排出油等防除協議会¹」に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

連絡先	電話
宮崎県北部排出油等防除協議会	0982-54-4999

1 宮崎県北部排出油等防除協議会

(1) 目的

協議会は、北緯 32 度以北の宮崎県北部の周辺海域において、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和 45 年法律第 136 号）第 43 条の 6 に基づく協議会として、大量の油等排出事故等が発生した場合の防除活動（以下「油等防災」という。）について、その連携を図り、必要な事項を協議し且つ防除活動の総合調整を行うことを目的とする。

(2) 情報提供及び防除活動

会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

(3) 調整本部の設置等

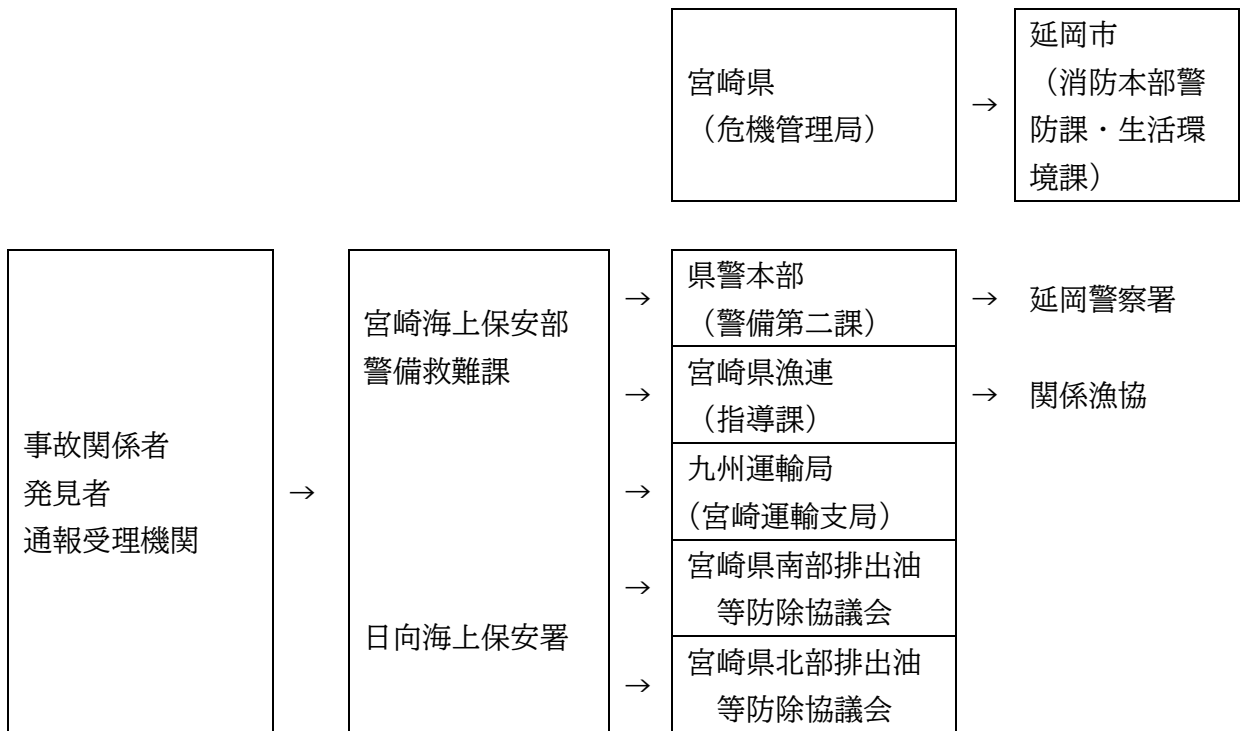
会長（日向海上保安署長）は、必要と認めた場合は、直ちに総合調整本部を日向海上保安署、又は会長の指定する場所に設けその旨を会員に連絡するものとする。

¹ 資料 2-2-30-5-①「宮崎県北部排出油等防除協議会会則」
資料 2-2-30-5-②「宮崎県北部排出油等防除協議会会員名簿」

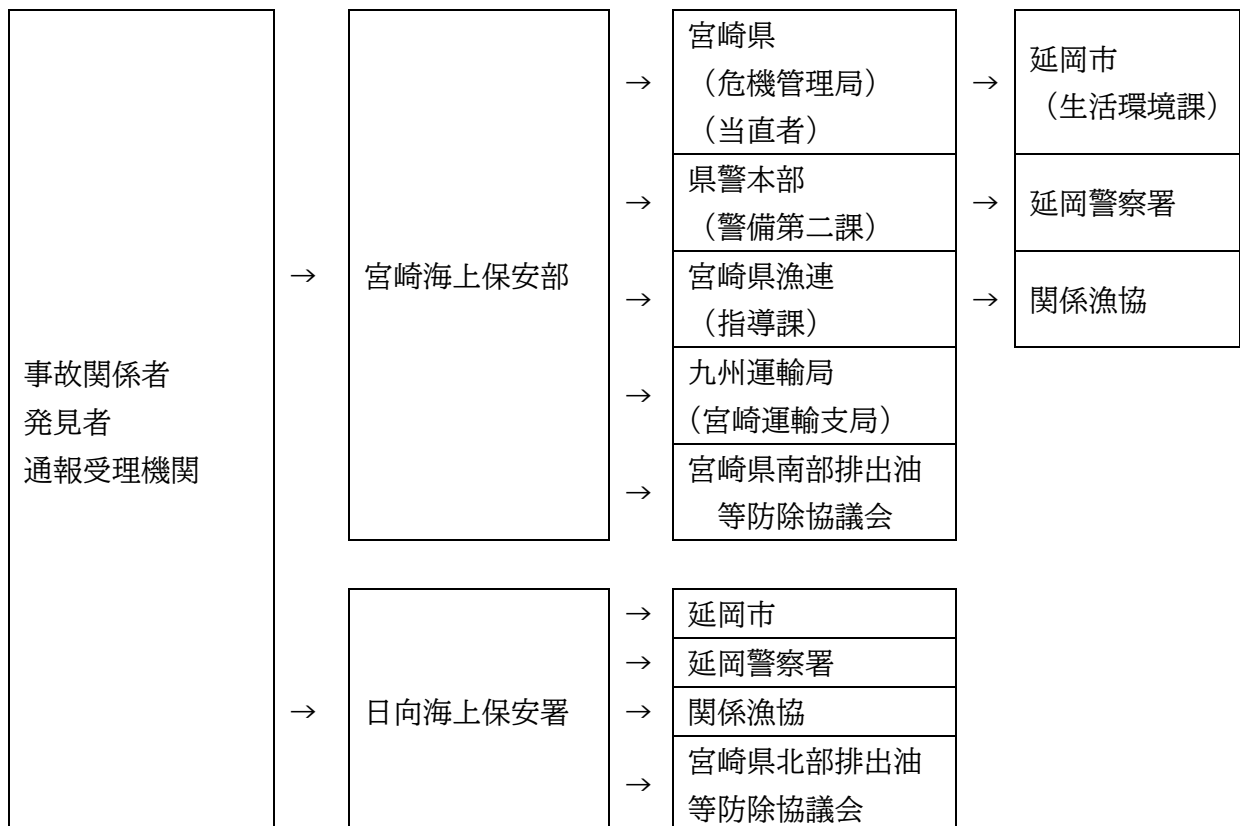
2 連絡体制

油流出等の災害発生における担当関係所管の連絡・調整体制は次のとおりである。

【通常時】



【勤務時間外】



3 対策実施機関及び実施項目

(1) 宮崎県北部排出油等防除協議会

- ア 「油等防除計画」の協議
- イ 「油等防災」の連携についての総合調整
- ウ 「油等防災」に必要な資料の収集及び提供
- エ 「油等防災」に関する技術調査及び研究
- オ その他、「油等防災」に必要な事項の協議

(2) 市

- ア 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報
- イ 沿岸住民に対する火気使用の制限、危険防止のための措置
- ウ 沿岸並びに地元海面の警戒
- エ 沿岸住民に対する避難の指示
- オ ふ頭、又は岸壁にけい留中の船舶の火災の消火活動及び延焼防止
- カ 沿岸地域の火災の消火活動及び延焼防止
- キ その他、海上保安部の行う応急措置への協力

(3) その他関係機関の協力

自ら防災対策を講ずるとともに、他の機関から求められた場合、及び状況により必要と認めた場合は、海上保安署、その他関係機関の応急対策に協力する。

- ア 関係機関への情報伝達及び協力要請
- イ 遭難船舶乗組員の人命救助、被災者の避難誘導及び救護輸送
- ウ オイルフェンスの設置等による石油等の拡散防止
- エ 流出石油等の回収剤の散布による処理
- オ 遭難船舶に対する損傷箇所の修理、積載油の他の油槽、又は船舶への移し替え、流出防止作業、消火作業及び安全海域への移動等応急措置の指導
- カ 消火作業及び延焼防止作業
- キ 防災資器材の調達及び海上輸送
- ク 船舶の航行の制限・禁止・航行船舶の火気使用禁止の指導、在港船舶に対する移動命令及び誘導
- ケ 遭難船舶の破壊、石油等の焼却及び現場付近の海域にあたる財産の処分等応急非常措置

(4) 事故関係企業への依頼要請

- ア 海上保安署等への事故発生情報の通報
- イ 遭難乗組員の人命救助等
- ウ 遭難船舶の損傷箇所の修理、積載油の他の油槽への移し替え、流出防止作業、消火作業及び安全海域への移動等
- エ オイルフェンスの設置等による油の拡散防止、流出油の回収
- オ 防災資器材の調達及び輸送

4 防除方針の決定

- (1) 排出した油は、海上で除去することが最良であるため、防除方針の決定に当たっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努めるものとする。
- (2) 排出油等の防除は、排出油の種類及び性状、排出油の拡散状況、気象・海象の状況その他の条件によってその手法が異なるため、除去作業を行うにあたっては、まず、排出油の拡散及び性状の変化の状況について確実な把握に努め、海上保安庁等の行う油排出事故の影響評価結果を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、初動段階において有効な防除措置を集中的に実施することにより、迅速かつ効率的な排出油の拡散防止、回収及び処理を行うものとする。
- (3) 防除措置は、油による被害及び講ずる措置による二次的な影響が最小になるように、関係防災機関が連携し状況に応じた様々な方法を組み合わせ行うものとする。
なお、沿岸部で油処理剤を使用する場合にあっては、事前に漁業関係者等の同意を得るものとする。
- (4) 原因者活動のみでは十分な対応ができない場合、漂着油の防除について、地方公共団体並びに港湾、漁港、河川及び海岸の管理者が中心となって対応する。

5 防除作業の実施

- (1) 事故原因者等の要請に基づき、必要に応じ排出油の除去に協力するものとする。
- (2) 排出油の漂着により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、排出油による被害を防止するため、必要に応じ回収等応急の防除措置を講ずるものとする。
- (3) 必要がある場合は、地域住民の避難誘導、立入禁止区域の設定を行う。

6 回収計画の策定

市は、海岸線に漂着した油等の状況及びその回収状況を常に把握し、地区ごとに計画的・効率的な回収方法を選定し、効率的な防除作業の実施に努める。

なお、回収計画の策定に当たっては、回収油の一時保管場所の指定管理を考慮するものとする。

7 油回収作業従事者の健康対策

(1) 実施責任者

被害地における健康対策は、市が実施するが、市の要請があった場合及び県が必要と認めた場合には県が行う。

(2) 健康相談の実施

油回収作業従事者の健康相談等に対応するため、市は、保健師、看護師等による健康相談チームを編成するとともに、漂着油回収作業現場等に仮設する救護所等と連携しながら、油回収作業従事者の健康保持に努める。

① 活動体制

ア 市は油回収作業従事者の健康状態等を把握し、その状況を速やかに、延岡保健所長に報告するとともに、必要な場合は、保健所に協力要請を行う。

イ 協力要請を受けた延岡保健所長は、市が作成する活動計画、健康相談チームの編成等に指

示を行うとともに、必要に応じて、健康相談チームに保健師等の派遣を行う。

② 事業内容

ア 救護所等と連携して健康相談所を開設し、作業従事者に対し、油回収作業上の注意事項等についての普及啓発を行う。

イ 回収作業の長期化に伴う精神的・身体的疲労等からの健康状態の悪化を防止するため、地域巡回等による健康相談を行い、必要な措置を講ずる。

第5項 被災者等への的確な情報伝達活動

1 広報活動

市民への広報は、次のような項目について行うものとする。

- (1) 捜索、救助・救急活動の実施状況
- (2) 人命損失が生じた場合は、人数、氏名等
- (3) 県、市の措置状況
- (4) 排出油の漂流、漂着等の状況（市町村・区域別）
- (5) 応急対策の実施状況

ア 出勤人員（行政関係者・地元住民・漁業関係者・ボランティア等に区分）

イ 排出油の回収量 ウ 作業地域 エ 主な使用資機材

オ 翌日の作業予定 カ その他

- (6) 回収した油の搬出作業状況
- (7) 環境影響等に関する調査の実施結果
- (8) ボランティアの要請
- (9) その他必要と認められる事項

2 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、災害の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- (1) 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道方要請すること。
- (2) 防災行政無線、CATV、市有線放送による広報を要請すること。
- (3) 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報紙、チラシ、ポスターを利用すること。
- (4) インターネットを利用すること。

3 被災者等への対応

- (1) 海上災害により、死傷者が生じた場合は、被災者及びその家族に対し災害の状況及び救出作業等に係る情報をできる限りきめ細かく提供するものとする。
- (2) 海上災害による石油類の排出においては、市は、臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係機関に連絡して早期解決に努める。
- (3) 関係防災機関は、石油類排出に関する、被害地住民、市民等からの各種の問い合わせに対して、相談窓口を設置するなどによりそれぞれ担当者を明らかにして対応する。

第6項 ボランティアの受入れ

1 ボランティア受入環境の整備

- (1) 漂着油の回収作業の実施には相当の人力を要し、災害ボランティアの協力が不可欠である。
- (2) このため、災害ボランティアが十分な活動を行えるよう、災害ボランティアの受入・派遣調整に当たる県・市社会福祉協議会は、油回収作業現場との連絡を密にし、回収作業場所、必要人員、作業実施に必要な持参品、健康上の留意事項等に係る十分な情報を収集し、ボランティア活動希望者に提供する。
- (3) 県及び市は、県・市社会福祉協議会に対し、必要な助言及び情報提供を行うとともに、ボランティア保険への加入促進の利便提供等ボランティア活動が円滑に実施できる環境整備に努めるものとする。

2 ボランティアの受入上の留意事項

- (1) ボランティアのコーディネート
ボランティアを受け入れた市は、漁業協同組合等関係団体と連携し、防除作業の効率性を確保するため、回収作業の実施に必要な指示を行う職員を作業責任者として油回収作業現場に派遣するとともに、社会福祉協議会に対し、ボランティアコーディネーターの派遣を要請し、あるいはコーディネートに携わるボランティアを募るなどして、ボランティアのコーディネート体制を整備する。
さらに、回収作業の実施に必要な防除資機材の確実な配備に努めるものとする。
- (2) 作業実施上の安全性の確保
作業責任者等は、各ボランティアに対して、防除作業開始前に、ボランティア保険への加入の有無の確認と加入促進を行うとともに、安全性を確保するため、作業の目的、役割分担、安全に係わる事項等、作業実施上の注意事項等について説明するものとする。

第7項 環境保護対策

1 計画の方針

海上災害により、大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、市民の健康と生活環境への影響及びその拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

2 環境影響の応急及び拡大防止措置

海上災害に伴って、環境汚染が発生、又はそのおそれがある場合は、次の措置をとる。

- ア 環境汚染に関する情報を関係防災機関等へ通報する。
- イ 市民の生命・身体に危険が予測される場合は、市民への周知及び避難誘導を行う。
- ウ その他、県の行う施策に協力する。

第4節 海上災害復旧計画

海上災害による石油類等危険物の排出に伴う災害復旧については、共通対策編第4章によるほか、以下の通りとする。

1 水産業施設復旧計画（漁港、漁場を含む）

市及び県は、関係団体等と連携し、排出油の漂着により被害を受けた水産業施設の回復措置を図るための対策を講ずる。

2 漁業経営安定対策の実施

市及び県は、被害を受けた漁業者及び水産関係団体に対して、その状況に応じた融資制度の活用等による漁業生産の安定対策を講ずる。

3 中小企業経営安定対策の実施

県は、油排出事故等により経営の悪化した中小企業者に対して、関係機関と連携し、その状況に応じた経営相談の実施、融資制度の活用等による経営安定対策を講ずる。

4 風評被害対策の実施

市及び県は、油排出事故に起因する風評による観光客離れ、魚介類等水産物の消費離れ等を防止するため、観光関連団体、漁業関係団体等と連携し、誘客・消費拡大を図るため、必要に応じ観光キャンペーン等の対策を講ずる。

5 補償対策等

- (1) 油排出事故が発生したときは、事後の補償請求事務を円滑に進めるため、海事鑑定人に対し、現地事務所の速やかな設置を要請するものとする。
- (2) 漁業協同組合連合会は、海上災害防止センターとの排出油防除に係る委託契約に基づき、防除に要した経費を海上災害防止センターに請求するものとする。
- (3) タンカーからの油排出に伴う、排出油の防除、清掃等に要した経費、漁業被害、旅館・観光業者等の被害等について、被害等を受けた者はそれぞれ、「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」、「油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」、「船舶油濁損害賠償保障法」等関係法令に基づき、船舶所有者、P&I 保険及び国際油濁補償基金に対し、補償請求するものとする。
- (4) 損害の早期回復を期するため、必要に応じ補償金の概算支払いを請求するものとする。
- (5) 市及び県は、漁業協同組合、観光業者等関係団体が行う補償請求について情報提供、又は助言を行うものとする。

6 事後の監視等の実施

関係防災機関は、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携のもと、漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。特に、油排出事故による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、大気、水質、動植物等への影響の調査を綿密に実施し、講じた措置の効果を検証する。また、必要に応じて補完的な対策を講ずるものとする。

第3章 航空災害対策

第1節 基本的考え方等

本章は、市域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空災害」という。）が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関がとるべき対策について、必要な事項を定めるものとする。

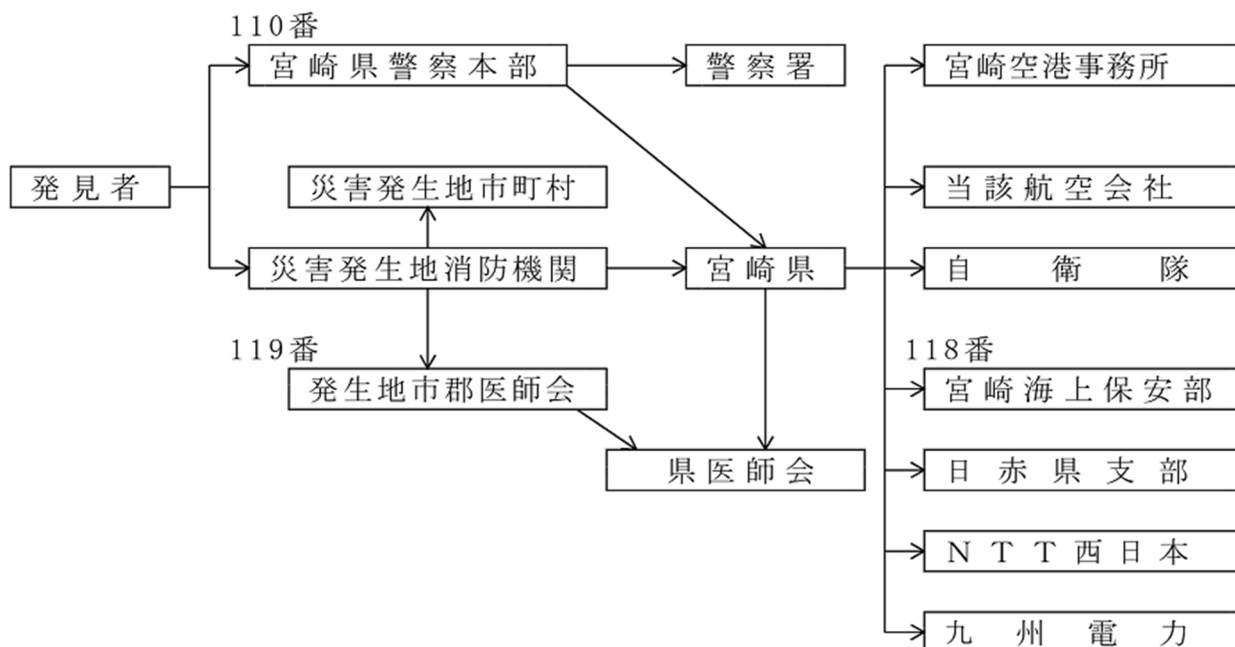
なお、宮崎空港及び隣接区域、宮崎空港周辺における航空災害については、宮崎県地域防災計画に基づき運用するものとするほか、本章に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

第2節 航空災害応急対策計画

第1項 航空災害情報の収集・連絡

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の通信連絡系統は、次のとおりとする。

(1) 空港及び隣接区域以外の地域の場合



(2) 市の措置

航空災害が発生した場合においては、消防職員等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行うものとする。

第2項 活動体制の確立

市は、災害対策本部を設置し、県の災害対策本部と緊密な連携のもとに効果的な活動を行う。

第3項 搜索、救助・救急及び消火活動

1 搜索活動

消防職員、消防団員等を動員し、搜索活動に当たるものとする。

2 消火救難活動

- (1) 市域で航空災害に係る火災が発生した場合、延岡市消防本部は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。
- (2) 市長、市長の委任を受けた吏員及び当該消防機関の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。
また、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行うものとする。
- (3) 災害の規模等が大きく、延岡市消防本部限りでは対処できないと思われる場合は、近隣市町村消防機関に応援を求めるものとする。(宮崎県消防相互応援協定による。)

3 救急・救助活動

消防機関の行う救急・救助活動は、高規格救急車、救助工作車等を投入し、迅速な救急・救助活動を行うものとする。

4 関係者等への的確な情報伝達活動

- (1) 被災者及びその家族への対応
 - ア 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援
航空機災害に係わる航空会社(以下「航空会社」という。)は、関係機関が行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行う。
 - イ 被災者及びその家族への援助体制
被災者及びその家族への対応については、航空災害の全体状況を把握し、被災者及びその家族への配慮もできる相応の地位にある者を選任し、専任させる。
 - ウ 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化
被災者及びその家族への援助にあたっては、関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。
なお、対応にあたっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。
 - エ 被災者及びその家族への情報の提供
航空会社及び関係機関は、被災者及びその家族に対し航空災害及び救出作業等に係る情報を

できるだけきめ細かく提供するものとする。

(2) 広報活動

航空会社、市及び警察等は、災害応急対策実施の理解を求めるため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地域住民、旅客及び送迎者等に対して広報を行う。主な広報事項は次のとおりとする。

- ア 市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- イ 避難の指示及び避難先の指示
- ウ 乗客及び乗務員の住所、氏名
- エ 地域住民等への協力依頼
- オ そのほか必要な事項

第4章 鉄道災害対策

第1節 基本的考え方等

本章は、宮崎県内において相当の人的・物的被害が生じるなど大規模な鉄道災害が発生した場合に、被害の軽減又は拡大防止のため県、市、鉄道事業者等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

1 鉄道輸送実績（1日平均）

単位：人(乗車人員)

駅名	平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
総数	...	...	...	...	...
市棚	...	...	...	...	...
北川	...	...	...	...	...
日向長井	...	...	...	...	...
北延岡	...	...	...	...	...
延岡	1,166	1,226	1,177	801	828
南延岡	819	827	833	698	736
旭ヶ丘	...	...	...	...	...
土々呂	...	...	...	...	...
門川	420	432	395	344	368
日向市	1,386	1,396	1,330	1,063	1,079
財光寺	...	...	...	...	...
南日向	...	...	...	...	...
美々津	...	...	...	...	...

注)…については、秘匿のため不明

出典：「宮崎県統計年鑑」

第2節 鉄道災害予防計画

第1項 災害応急体制の整備

1 職員の招集・参集体制の整備

市、県及び鉄道事業者は、それぞれの実情に応じ、大規模な鉄道災害が発生した場合の職員の参集範囲を具体的に定め、また勤務時間外の招集が迅速かつ確実に行い得るよう招集連絡手段を整備するなど、職員の招集・参集体制の整備を図るものとする。

2 関係機関相互の連携体制の整備

県及び鉄道事業者は、あらかじめ大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、警察、消防、

自衛隊等関係機関と連絡調整を行い、被災者及びその家族への対応、広報活動等の役割分担等について協議を行うなど関係機関相互の連携体制の確立に努めるものとする。警察は、鉄道上及びその直近で落石その他の異常が発見された場合における鉄道事業者への連絡体制を図るものとする。

第3節 鉄道災害応急対策計画

第1項 市の活動体制の確立

市は、市域に大規模な鉄道災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、法令、本計画の定めるところにより、市事故対策本部等を設置し、他の市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。なお、現地合同調整本部が設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施するものとする。

第2項 救助・救急活動

鉄道事業者は、事故発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を行う各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

市は、大規模な鉄道災害が発生した場合においては、消防職員等を直ちに出動させ、乗客、乗務員等の救出救助活動を迅速に行うものとする。この場合、高齢者、障がい者、負傷の程度が重い者等の救出救助を優先して行うものとする。

第3項 二次災害の防止活動

1 後続車両の衝突等の防止

鉄道事業者は、警察と連携し後続車両の衝突等の二次災害の防止措置を確実に行うものとする。

また、鉄道上への落石、土砂崩れ等に起因する災害の現場においては、監視員を置くなどの措置を確実に行うものとする。

2 立入禁止区域の設定等

脱線した鉄道車両が、高架から人家密集地域や道路に転落するおそれがある場合、その他被害が拡大するおそれがある場合等においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行うものとする。

第5章 道路災害対策

第1節 基本的考え方等

第1項 基本的考え方

本章は、市内の道路において、相当の人的・物的被害が生じるなど大規模な道路災害が発生した場合に、人命の救出・救助活動や緊急輸送のための道路の啓開、通行の禁止又は制限など、被害の軽減又は拡大防止のため市、県及び道路管理者等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

第2項 本市における道路概況

市内の道路は、実延長約 1,771km であり、国道、県道、市道に分かれている。

(令和5年4月1日現在)

路線	道路実延長 (Km)	改良		舗装	
		延長(Km)	率(%)	延長(Km)	率(%)
国道	152.9	149.5	97.8%	152.9	100.0%
県道	167.6	81.1	48.4%	167.6	100.0%
市道	1,450.7	1007.2	69.4%	1,275.7	87.9%
計	1,771.2	1,237.8	69.9%	1,596.2	90.1%

令和5年版「延岡市統計書」より作成

第2節 道路災害予防計画

第1項 道路交通の安全のための情報の充実

気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、気象庁と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかに応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

第2項 道路施設等の管理と整備

1 事故災害等発生防止のための措置

(1) 管理する施設の巡回及び点検

道路管理者は、管理する施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、以下の巡回及び点検

を実施する。

ア 管理する施設について、所定の要領等に基づき定期的に巡回及び点検を実施する。特に、橋梁やトンネル等の道路施設については5年に1回の定期点検を行い、山(崖)崩れ危険箇所等については重点的に点検を行うものとする。

イ 大規模な地震、津波、洪水などの直後に、災害の施設への影響を確認するため、所定の要領等に基づき巡回及び点検を実施する。

2 安全性向上のための対策の実施

施設の巡回及び点検において詳細な調査が必要と判断された施設については詳細点検を行い、その結果に基づき、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に対策の実施に努める。

第3項 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 施設管理者に対する災害発生情報の迅速な到達の確保及び関係機関への連絡

災害等の発見者から施設管理者へ災害発生情報が迅速、確実に到達する状況を確保するため、日頃から、次のような体制を整備する。

ア 発見者等からの情報連絡

施設管理者は、その管理している施設に関連して事故災害が発生した場合には、発見者等から速やかに災害発生情報の連絡が入るような体制づくりを行う。

イ 関係機関への連絡

一般の情報提供者から県警察、消防及び施設管理者等に入った事故災害等の発生情報を県警察、消防及び施設管理者等の間で速やかに相互に連絡できるよう情報連絡体制を整えておく。

(2) 緊急時の通信体制の整備

道路管理者は、大規模な事故災害等発生現場において迅速に臨時の専用無線回線を設置できる体制を整備するとともに、N T T公衆回線の緊急増設を要請する連絡体制の整備をしておく。

(3) 機動的な情報収集体制の整備

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合に、現地において機動的な情報収集を行うため、災害現場調査チーム等の出動体制の整備をしておく。

2 活動体制の整備

(1) 担当職員の招集・参集体制の整備

ア 参集範囲の明確化

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合の担当職員の参集範囲について具体的に定めておくものとする。

イ 招集連絡手段の整備

道路管理者は、職員の勤務時間外の招集が迅速かつ確実にに行い得るよう、災害対策用の通信連絡手段等と整合をとりつつ招集連絡手段を整備する。

(2) 関係機関相互の協力体制の整備

道路管理者は、あらかじめ大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、警察、消防、自衛隊等関係機関と連絡調整を行うものとする。また、各種の災害に応じた応急対策、被災者及びその家族への対応、広報活動等の役割分担等について協議を行うなど、関係機関相当の協力体制の確立に努める。

(3) 応急対策のための資機材等の整備、備蓄

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合には、迅速な応急対策等に備えて、災害対策用機械、装備、資材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については、緊急に迅速に調達し得るよう関係業界との協力体制の整備に努める。

(4) コンサルタント、関係業界との協力体制の確立

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合には、コンサルタント、関係業界の協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくなど、協力体制の整備に努める。

(5) 研究機関等との連携

道路管理者は、必要な場合には大学、その他の研究機関から、速やかに学識経験者や専門家の応援等が得られるよう、協力体制の整備に努める。

3 訓練、研修等の実施

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、研修、講習を実施するほか、関係機関とも連携して情報伝達訓練、通信訓練、通信機器緊急配置訓練、総合訓練など実践的な訓練を行い、大規模な道路災害への対応能力の向上を図るものとする。

第4項 道路利用者に対する防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

第3節 道路災害応急対策計画

第1項 災害情報の収集・連絡

(1) 事故災害等状況の把握と確認

道路管理者は、自己の管理する道路での事故災害等発生の特報を受けた場合は、職員に出動を指示し、事故災害等状況の確認を行い、事故災害等の状況を関係機関に通報するものとする。

(2) 通行の禁止又は制限

道路管理者は、事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて、管理する道路の通行を禁止、又は制限する。この場合、事後において速やかに当該禁止又は制限の内容及び理由を県公安委員会に通知する。

(3) 二次災害等の恐れがある場合における住民等への情報提供

大規模な事故災害等が発生した場合、道路管理者は、二次災害の危険性、通行禁止措置の発動状況、迂回路の設置状況等について、必要に応じて直ちにパトロール車等を利用して、一般住民

への情報提供を行う。この場合、マスコミの協力も得ておく。

第2項 活動体制の確立

市は、大規模な道路災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、法令、本計画の定めるところにより、市事故対策本部等を設置し、他の市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。なお、現地合同調整本部が設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施するものとする。

第3項 交通誘導及び緊急交通路の確保

(1) 一般住民等への情報提供

道路管理者は、道路の通行禁止の措置を講じた場合には、遅滞なく関係機関や道路交通情報センター等に連絡するとともに、道路情報提供システムを操作し、一般住民等への情報提供を行う。また、迂回路等の案内表示等を行い交通障害の解消に努める。

さらに、現地周辺においては、関係機関等と連携を図り、交通の誘導等を行い、救出作業関係車両の現地への速達性の確保に努める。

(2) 迂回路の確保

道路管理者は、道路の通行禁止の措置を講じた場合、迂回路となる道路の道路管理者に協力を要請し、冬期においては除排雪の強化を図るなど円滑な道路交通の確保に努める。

(3) 救出作業の前提となる障害物の除去作業

警察、消防、自衛隊などが被災者の救出作業を行うに当たって支障となる障害物の除去を、業者等に指示して行わせるとともに、必要に応じコンサルタント等に作業方法の検討を行わせる。

(4) 仮設運搬路の構築、道路上の障害物の除去作業

道路管理者は、業者等に指示して救出作業及び障害物除去作業を行うために必要となる仮設運搬路の構築及び道路上の障害物の除去を行う。

(5) 危険物の流出に対する応急対策

道路災害の発生により、タンクローリー車等危険物を運搬中の車両が被災し、危険物が流出した場合には、地域住民等の避難誘導等を実施するほか、危険物の防除活動を行うものとする。

(6) 二次災害の防止

道路災害現場における救出・救助活動に当たっては、山(崖)崩れ等による二次災害の防止のため監視員をおくなどの措置を確実に行うものとする。

第6章 危険物等災害対策

第1節 基本的考え方等

1 基本的考え方

危険物・高圧ガス・火薬類及び毒物劇物等を扱う事業所（以下、「特定事業所」という。）においては、原油、揮発油等の石油類をはじめとする可燃性液体、プロパン等の可燃性ガス、塩素、アンモニア等の有毒性ガスその他の危険性物質が大量に製造、貯蔵され、若しくは取り扱われている。

これらの特定事業所において、重大な災害が発生した場合には、周辺住民の社会生活上に甚大な被害を与えるばかりでなく、経済上に深刻な影響を及ぼすことが予測される。このことから、特定事業所における火災、爆発、漏洩、流失等の災害の発生を未然に防止するとともに、その及ぼす被害の程度を局限化するため、関係機関が積極的に予防対策を講じ、安全の確保を図る。

危険物施設は、消防法の規制に従って監督・自主保安体制がとられているため、届出以外の危険物は把握されていない。また、石油類の取り扱い施設が大半で、幹線道路に沿って分布しており、今後、交通網の拡大で危険物輸送の危険性も大きくなると考えられる。

2 危険物等災害の想定

危険物等災害は、工場・ガソリンスタンドの危険物施設、毒劇物等の特殊化学薬品、高圧ガス等の取り扱いにおいて、運搬時の事故、河川・海岸での流出、施設からの漏洩等を想定する。

また、産業都市という本市の特性から多数の工場集積、化学製品の製造を主体としてきた経緯から危険物等又は特殊化学薬品等の取り扱いにおいても、大量、かつ危険性の高いことも想定される。

3 市における危険物等施設の現況

(1) 市の危険物施設数

（令和6年3月31日現在）

合計	製造所	貯蔵所								取扱所					
		小計	屋内貯蔵所	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売	第二種販売	移送取扱所	一般取扱所
465	17	268	71	87	5	46	1	52	6	180	83	1	1	2	93

(2) 高圧ガス施設の状況

（令和6年3月31日現在）

高圧ガス製造施設			高圧ガス販売事業所		容器検査所
一般高圧ガス	液化石油ガス	冷凍	一般高圧ガス	液化石油ガス	
6	2	4	45	29	2

(3) 大量の危険物等物質が保管されている施設

カヤク・ジャパン(株)東海工場及び雷管工場、旭化成(株)スペシャルティケミカル製造部愛宕事業場、旭化成レオナ(株)樹脂・原料工場、旭化成(株)延岡支社ケミカルズエネルギー総部延岡動力部、旭化成新港基地

第2節 危険物等災害予防計画

第1項 危険物災害予防計画

【担当機関】消防本部、消防署、生活環境課、延岡警察署

1 保安指導

(1) 製造所等の技術上の基準の維持整備

危険物施設について設置等の許可及び立入検査により、位置、構造及び設備の技術上の基準、貯蔵、取扱基準に適合するよう規制する。

(2) 危険物保安監督者等の選任と保安体制の確立

市長は、製造所等の所有者、管理者、占有者が、当該施設の種類、規模により、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員を定めて、当該施設における保安業務を誠実に行わせ、常時保安体制の確立を指導する。

(3) 予防規程の遵守

市長の認可を受けた予防規程の内容が、実情に即したものであるよう指導し、関係者の周知と遵守を徹底させるものとし、基準に適合しない施設、または無許可施設等による危険物の貯蔵、取扱等を禁止する。

(4) 異常時通報連絡体制の確立

内外部に対して直ちに通報連絡が行なえるよう通報体制を整備するとともに従業員、会社作業員に対する防災規定の周知等防災教育の徹底指導を図る。

2 保安意識の高揚

(1) 危険物取扱者の資質の向上

製造所等において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者として必要な知識、技能の習得や保安確保のための教育を行う。

(2) 危険物安全週間の活用

全国危険物安全週間（毎年6月第2週）にあわせて諸行事を実施し、危険物を取り扱う事業所及び住民に対し、危険物の火災等の災害予防に対する意識の高揚と啓発に努める。

(3) 安全目標の設定

年度毎の安全目標を設定し、事業所一体となった安全管理を実施し、安全思想の高揚に努める。

3 自主保安体制の確立

(1) 定期点検の励行推進

市長が行う保安検査、立入検査のほか製造所等において、その施設・設備に関して不備箇所等を補修・改善し、事故の未然防止と安全確保に努めるための自主的な定期点検を完全を実施するよう指導する。

(2) 自衛消防組織の充実

自衛消防隊の組織化を推進し、随時消防訓練を実施させてその消火活動の向上、消防用設備等の操作の習熟等、災害発生に即時に対応できるよう組織力を強化・充実させる。

(3) 安全管理組織の整備、拡充

安全第一主義の思想及び実施すべき諸予防対策が首脳部から現場の末端まで徹底され円滑な実施が可能になるよう有資格者の適正な配置、各種委員会の設置、安全担当部門の強化など安全確保の自立的機能が発揮されるよう整備、拡充を図る。

(4) 教育訓練の強化

各種基準等の周知徹底、安全技術の習得等に力点を置く教育を強化するとともに、装置故障等の異常現象に迅速に対応できるようきめ細かな異常時処置訓練の実施に努める。

(5) 運転管理の整備強化

指揮命令システムの明確化等とともに、ダブルチェック、指差呼称、報告確認等の励行による作業体制の強化を中心とした運転管理の整備、強化を図る。

(6) 安全設備の整備、強化

災害発生に伴う被害の程度を局限化するためのブロック化設備、緊急移送処理設備、異常現象早期覚知設備等の安全設備及び配置について整備、強化を図る。

(7) 消防用設備等の整備強化

防護対象ごとの消火薬剤等の最適化、固定式及び移動式設備の併用、高圧ガス施設、その他の施設に対する既存消火設備の総合的見直しによる設備、強化を図る。

(8) 環境の整備

不安全作業の是正、作業雰囲気最適化、発火源の管理、空地保安距離の確保、耐火防爆構造の採用、産業廃棄物の処理方法の改善等環境の整備による労働安全衛生の強化に努める。

第2項 高圧ガス災害予防計画

【担当機関】 宮崎県消防保安課（産業保安担当）

本市には高圧ガス保安法の規制を受ける施設は多数存在するが、それらの規制を行っているのは県消防保安課である。

よって、当消防本部には高圧ガスを扱う施設に関する関係資料は存在しないが、高圧ガスによる災害の発生を防止するとともに、災害が発生した場合には、その拡大を防止するために県及び関係各課と協力し対応していく。

第3項 火薬類災害予防計画

【担当機関】 宮崎県消防保安課（産業保安担当）、消防本部

火薬類を扱う貯蔵所に関しては火薬類取締法の規制を受け、それらの規制を行っているのは基本的に県消防保安課である。製造に関しては経済産業省（九州産業局が実際の検査を行う。）の規制を受ける。

市消防本部は、火薬庫設置時等における同意事務や、煙火の消費等の許可・検査等を行うとともに、火薬類による災害の発生及び拡大を防止するために、県及び関係各課と協力し対応していく。

第4項 毒物劇物災害予防計画

【担当機関】宮崎県保健所、生活環境課、延岡警察署、消防本部

毒劇物を扱う施設に関しては毒劇物取締法の規制を受け、それらの規制事務を行っているのは基本的に宮崎県の保健所である。

市消防本部は、平常時において、消防法第9条の3の規定により消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質のうち政令で定めるものを貯蔵し、又は取り扱う者からの届出を受理しているのみで、具体的な規制は行っていない。毒劇物に起因する災害が発生した場合は、その拡大を防止するため、県及び関係各課と協力し、対応していく。

第5項 輸送予防計画

【担当機関】消防本部、消防署

1 危険物輸送対策

危険物輸送協議会に基づき、危険物運搬車両について、関係機関と連携して容器、積載方法等についての基準厳守を指導、強化する。

2 消火薬剤の緊急輸送対策

- (1) 特殊火災における隣接町との消防相互応援体制の強化を図る。
- (2) 消防機関、関係事業所等における消火剤の保有状況、化学消防車、その他化学消防設備の実態を把握し、緊急輸送体制の確立を図る。

第6項 防災知識の普及

特定事業所の石油等の取扱者及び従業員に対し、関係する組織、機関はそれぞれの定めるところにより、実効ある教育を実施するものとし、特定事業者は積極的に教育を受けさせるものとする。

(1) 教育の種別

ア 消防法関係

- ・危険物取扱者保安講習、防火管理者講習

イ 高圧ガス関係

- ・関係事業所の従業員に対し、高圧ガス等について必要に応じ講習会・研修会等を実施する。

ウ 労働安全衛生関係

- ・雇入れ時及び作業内容変更時の安全衛生教育
- ・職長等の教育
- ・化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者、特定化学物質等作業主任者及び四アルキル鉛等作業主任者の技能講習及び能力向上教育
- ・特殊化学設備の取扱い、修理、整備の業務の特別教育

第3節 危険物等災害応急対策計画

《基本方針》

危険物による災害は、その性質上、大災害に発展する危険性が大きく、特に迅速な措置を要するので、関係機関は密接な連絡協力のもとに迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

【担当機関】 総合調整班：危機管理企画課・防災施設整備室、総務課、職員課、管財課
環境衛生班：生活環境課・脱炭素政策室、地域・離島・交通政策課
消防本部

第1項 危険物災害応急対策

1 危険物災害応急対策

(1) 施設管理者等への指導

施設管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

ア 災害状況の把握、関係機関への通報体制の確立

イ 災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立

ウ 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の確立

エ 災害状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動の確立

(2) 応急対策の実施

施設の管理責任者、警察等と密接な連絡を図り、消防活動、被災者等の救出、警戒区域及び立入り禁止区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

2 施設管理者の応急処置

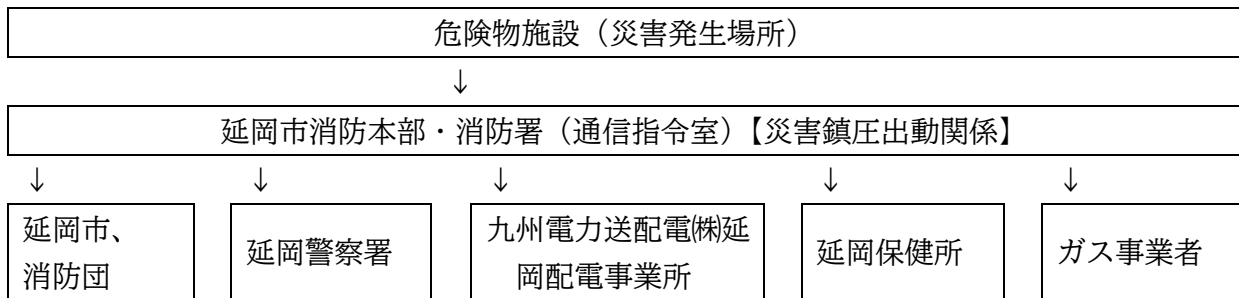
各施設管理者による応急処置としては、次の事項が挙げられるが、主としては事前に立案している応急対策計画による処置を実施する。

(1) 関係機関（市・警察・消防機関）への通報

(2) 初期消火等の応急処置

(3) 施設内及び近辺の人員の避難誘導

3 緊急時の連絡系統図



4 異常現象の通報（特定事業所からの通報）

特定事業所の通報義務者は、出火、石油等の漏洩その他異常な現象（以下「異常現象」という。）が発生した場合は、直ちに次により通報する。

(1) 通報義務者

異常現象を発見した者。また、関係者はその通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。

(2) 通報を要する場合

当該特定事業所における異常現象の発生について通報を受け、又は自ら発見したとき。なお、異常現象の範囲は次のとおりとする。

出火	人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある場合
爆発	施設、設備等の破損を伴うもの
漏えい	危険物、指定可燃物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、その他有害な物質の漏えい（ただし、少量の漏えいで、泡散布、散水、回収、除去等の保安上の措置を必要としない程度のものを除く）

(3) 通報先

- ア 延岡市消防本部
- イ その他関係機関

5 災害状況等の報告（情報の収集及び伝達）

関係機関及び特定事業者は、災害時における災害情報を積極的に収集し、相互に交換するとともに、現地本部に逐次報告するものとする。なお、現地本部はこの災害情報を必要に応じて関係機関に伝達するものとする。

【災害情報の内容】

◇災害の状況	◇災害応急措置の実施状況
◇今後予想される災害の態様	◇今後必要とされる措置
◇各機関の応急対策の調整を必要とする事項	◇その他必要な事項

第2項 高圧ガス災害応急対策

消防本部は、高圧ガスによる災害の発生、又はそのおそれがある際には、関係機関からの要請に応じ、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

【宮崎県高圧ガス防災体制】

1. 目的

この体制は高圧ガスによる災害に対処し、これに伴う業務を迅速かつ的確に処理することにより公共の安全を確保することを目的とする。

2. 構成

- | | |
|---------------------|------------------|
| ◇宮崎県工業保安課及び各商工会議所 | ◇宮崎県危機管理局 |
| ◇宮崎県警察本部生活保安課及び各警察署 | ◇各市町村消防機関 |
| ◇社団法人宮崎県高圧ガス保安協会 | ◇社団法人宮崎県LPガス協会 |
| ◇宮崎県冷凍設備保安協会 | ◇宮崎県エルピーガススタンド協会 |
| ◇九州地区高圧ガス防災協議会宮崎県支部 | |

3. 応援体制

高圧ガス関係保安団体は関係機関からの派遣要請を受けた場合は、防災担当者を指名して、害現場に派遣する。

4. 身分証明

高圧ガス関係団体及び九州地区高圧ガス防災協議会宮崎県支部の防災担当者が事故現場に立入るときは、その身分を証する腕章を呈示し、警察職員又は消防職員（団員）と協力し、適切な措置を講ずる。

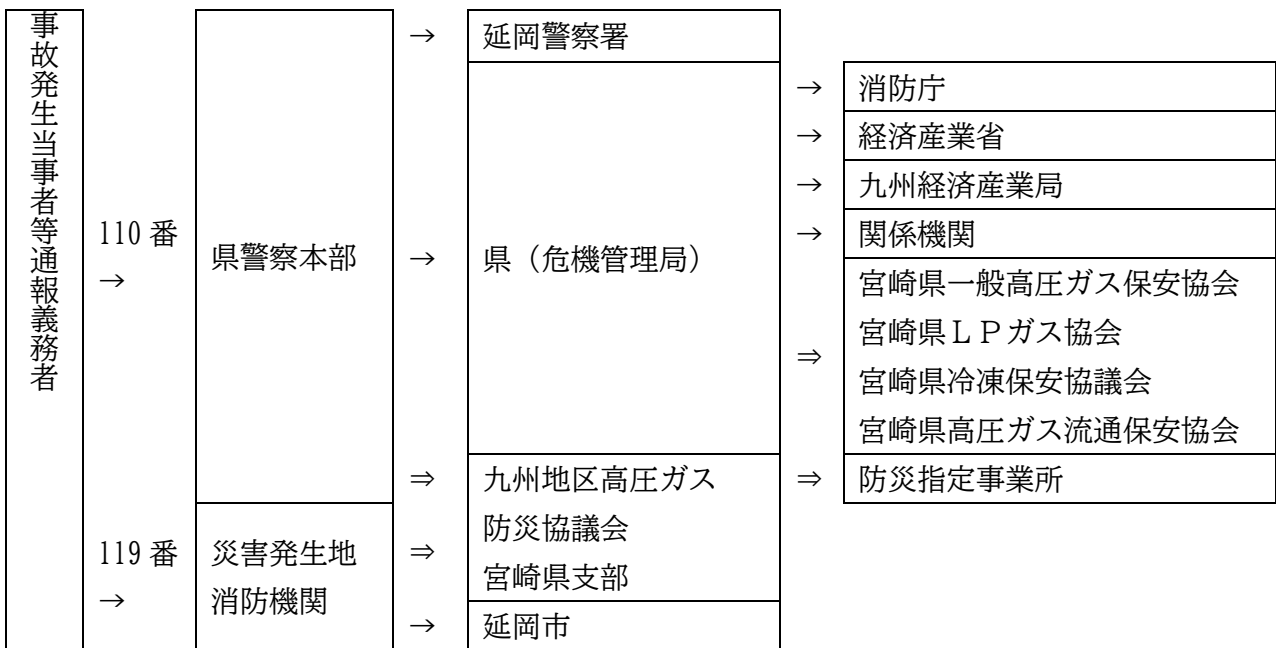
5. 連絡会議

本体制の目的達成のため必要があるときは、連絡会議を開催する。

6. 事故措置

事故発生に際しては別途「高圧ガス事故措置要綱」による。

【通報系統図】

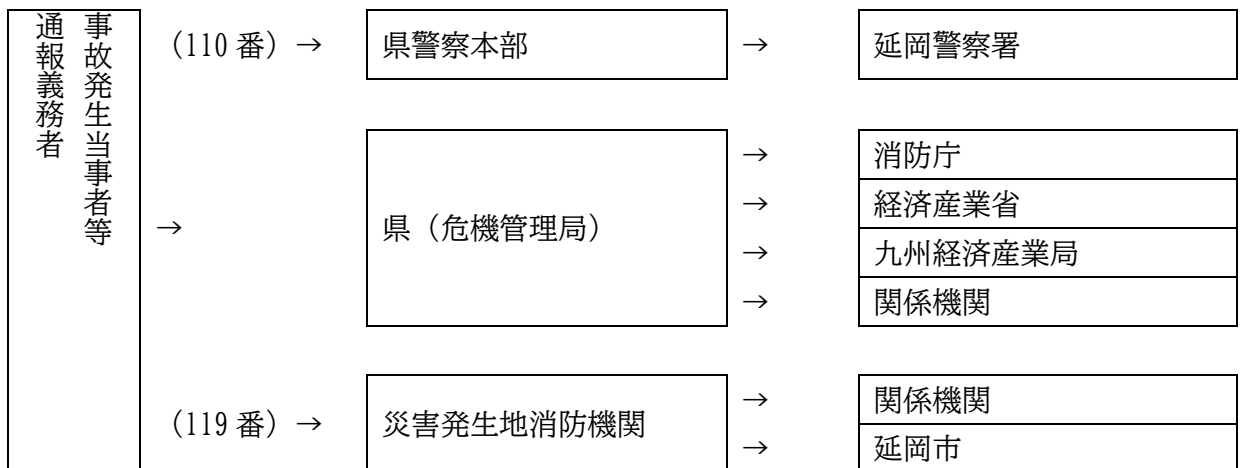


※→通報体制、⇒応援依頼

第3項 火薬類災害応急対策

消防本部は、火薬類による災害発生、又は、そのおそれがある際には、関係機関からの要請に応じ、火薬の運搬停止等の緊急措置、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

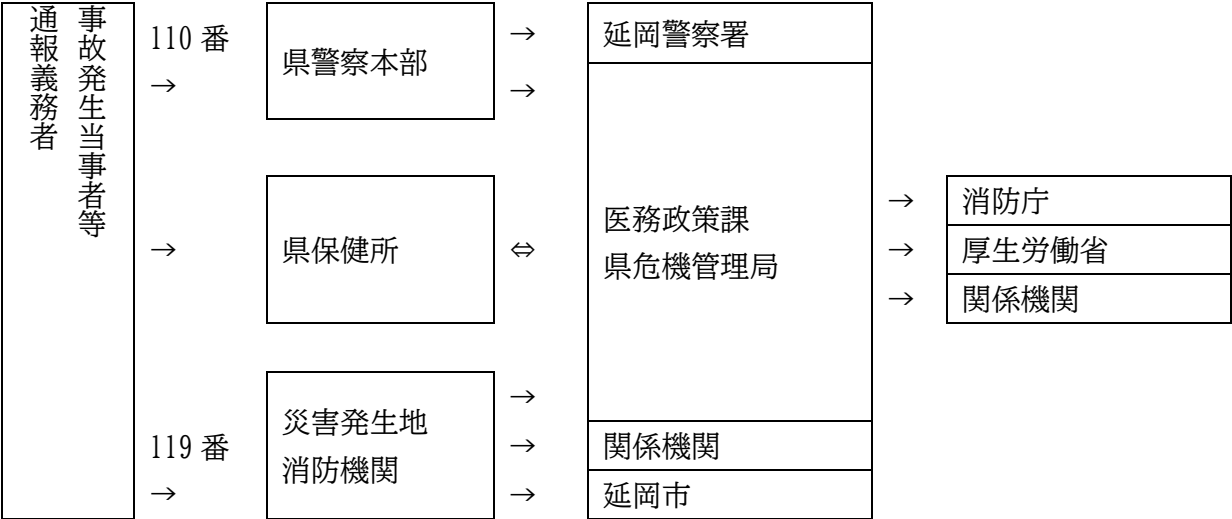
【通報系統図】



第4項 毒物劇物災害応急対策

市は、周辺の毒物劇物施設が、被害を受け、毒物劇物が飛散漏えい、保健衛生上危害が発生し、又は、そのおそれがある際は、営業者及び毒物劇物取扱責任者に対し、危害防止のための応急措置を講じるよう指示するほか、毒性、劇性の危険区域を指定して警察、消防関係機関と協調し、交通遮断、緊急避難、広報活動等の必要な措置をとる。

【通報系統図】



第7章 大規模な火事災害対策

第1節 基本的考え方等

1 基本的考え方

本章は、大規模な火災が発生した場合に、被害の軽減又は拡大防止のため市等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本章に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

2 火災の事例

火災については、過去5年間の記録（資料：延岡市消防年報、令和元年～令和5年）によると、出火件数の累計が228件、年平均が約46件で、このうち建物火災が111件発生している。また、火災による死傷者数は、累計で死者8人、負傷者42人となっている。出火原因をみると、火入れによる出火の件数が多い。

「近年における火災発生件数」

延岡市消防年報

区分	件数						罹災世帯		死傷者(人)	
	建物	林野	車両	船舶	その他	計	全損	半損	死者	負傷者
令和元年	18	1	3	0	14	36	9	0	2	8
令和2年	26	6	5	0	10	47	6	0	2	7
令和3年	16	10	5	0	15	46	3	1	0	3
令和4年	26	5	5	1	18	55	13	1	4	19
令和5年	25	2	1	0	16	44	4	1	0	5
合計	111	24	19	1	73	228	35	3	8	42

3 大規模火災の想定

木造住宅の密集地、狭小道路（消防自動車進入困難地域）、危険物の集積及び取扱品目の危険性が大きい地域等での火災を想定する。

第2節 大規模な火事災害予防計画

第1項 大規模な火事に強いまちの形成

1 防災空間の確保

大規模な火事に強いまちづくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、これらを形成する道路、公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

(1) 緑地保全地区の指定

都市における災害の防止に必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な形態を有する

緑地等について、都市緑地保全法に基づき、緑地保全地区に指定し、保全に努める。

(2) 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進

大規模な火災に対応する延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、都市の不燃化構造の推進等を図る。

(3) 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

その際、都市の構造、交通及び防災等を総合的に検討し、特にその効果の高い広幅員の道路について緊急性の高いものから整備を促進する。

(4) 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備の推進

防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、防災機能を強化するため災害応急対策施設の整備を推進し、公園の防災機能の一層の充実を図る。

なお、市街地のオープンスペースである都市公園は、防災上果たす役割も大きいことから、県及び市は、市地域防災計画に位置づけられた行政施設等と一体となって防災拠点となるよう、都市公園を中心に活用を図っていく。具体的には、平常時における防災訓練の場、あるいは防災資機材等の備蓄の場としての活用、さらには、災害時における避難場所や災害応急対策活動の拠点等としての活用を図る。

(5) 消防活動空間確保のための道路整備

基盤未整備な市街地においては火災延焼の可能性が高いだけでなく、消防車両が進入できない道路が多いため消防活動の困難性が特徴としてあげられる。このため、これらの区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

2 都市の再開発等の推進

(1) 市街地開発事業

市街地の大規模な火災への対処等のため、木造密集市街地の延焼拡大等により他に大きな被害を及ぼす危険性の高い地域について、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的な整備を推進する。

ア 土地区画整理事業の推進(土地区画整理法)

市は、既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図るとともに、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備することにより、都市災害の防止を図ることとする。

イ 市街地再開発事業の推進(都市再開発法)

市は、市街地において建築物及び公共施設等の整備が行われ、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等都市機能の更新が図られるよう誘導することにより、火災等の災害危険度の低下を図ることとする。

3 避難地、避難路の整備

(1) 避難施設整備計画の作成

市は、夜間・昼間の人口の分布及び道路、避難地としての活用可能な公共施設の整備状況を勘

案し、避難地及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

(2) 避難地の整備

市は、延焼火災から避難者の生命を保護するため、次の設置基準に従って避難地の整備を行う。

ア 避難地は、集合した人の安全がある程度確保されるオープンスペースを持った学校、公園、緑地等とする。

イ 避難地は、広域避難地までの中継地点として位置づけ、誘致距離は 500m 以内、規模は 1 ～ 2 ha 程度とする。

(3) 広域避難地の整備

密集市街地等では、延焼火災の発生が予想されるため、(2)で指定した避難地に加え、次の設置基準に従って広域避難地の整備を行う。

ア 広域避難地は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるオープンスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地とする。有効面積は、広域避難地内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として 1 人当たり 2 m²以上を確保することを原則とする。

イ 広域避難地は、想定される避難者に見合った有効面積を有するものとし、概ね 10ha 以上を標準として配置する。

ウ 広域避難地は、大規模な崖崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。

エ 広域避難地周辺においては、大火輻射熱を考慮し、建築物の耐震不燃化を図る。

オ 地区分けをする際は町丁目単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。また到達距離は 2km 以内とする。

(4) 避難路の整備

市は、市街地の状況に応じ原則として次の基準により避難路を選定し、整備するものとする。

・避難路は概ね 15m 以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

県は、市が行う避難路の整備に関する助言及び指導を行う。

(5) 避難路の確保

市職員、警察官、消防職員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し避難路の通行に努めるものとする。

第2項 火災に対する建築物の安全化

1 建築物の不燃化の促進

(1) 防火、準防火地域の指定

市は、建築物が密集しているなど火災により多くの被害が生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物または準耐火建築物の建築を促進する。

この防火地域は、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線道路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域について指定を進める。また準防火地域は、防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し火災の危険が予想される地域

等について指定を進める。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、県下の該当地域の選定を行ったうえで地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

(2) 屋根不燃化区域の指定

市は、防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき屋根を不燃材料で造りまたは葺かなければならない区域について、用途地域の見直しと連動して指定を行う。

(3) 建築物の防火の推進

市は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

また、消防本部は、防火対象物定期点検報告制度等に基づき、各種改善指導を行う。

第3項 消火体制の整備

1 消防計画の作成

市は、次の項目について計画を作成し、その推進を図るものとする。

(1) 消防組織の整備強化

家屋の密集度を十分検討の上、必要に応じ常備消防体制の強化を図る。

(2) 消防施設整備計画

(3) 火災警報等計画

(4) 消防職員、団員招集計画

(5) 出動計画

(6) 応援部隊受入誘導計画

(7) 特殊地域の消防計画

ア 特殊建物、施設の多い地域の計画

(ア) 密集地域の計画 (イ) 重要文化財の計画 (ウ) バラック建物等の地域の計画

(エ) 重要建物、施設の計画 (オ) 高層建物の計画 (カ) 地下構造物及び施設の計画

(キ) その他

イ 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の計画

ウ 港湾等沿岸地域の計画

エ 急傾斜地域の計画

オ その他

(8) 異常時の消防計画

ア 強風時の計画

イ 乾燥時の計画

ウ 飛火警戒の計画

エ 断水又は減水時の水利計画

(9) その他の消防計画

ア 林野火災の計画

イ 車両火災の計画

ウ 船舶火災の計画

エ 航空機火災の計画

(10) 消防訓練計画

- | | | |
|------------|--------------|------------------|
| ア 機械器具操法訓練 | イ 機関運用及び放水演習 | ウ 自動車操縦訓練 |
| エ 非常招集訓練 | オ 飛火警戒訓練 | カ 通信連絡訓練 |
| キ 破壊消防訓練 | ク 林野火災防御訓練 | ケ 車両火災防御訓練 |
| コ 船舶火災防御訓練 | サ 航空機火災防御訓練 | シ 危険物火災等特殊火災防御訓練 |
| ス 災害応急対策訓練 | セ 自衛消防隊の指導 | |

(11) 火災予防計画

- | | |
|------------|----------|
| ア 防火思想普及計画 | イ 予防査察計画 |
|------------|----------|

2 出火防止体制の整備

(1) 一般家庭に対する指導

市は、出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

- ア 住宅用火災警報器の設置徹底及び適切な維持管理
- イ 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及
- ウ 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底
- エ 火を使う場所での不燃化及び整理整頓
- オ カーテン等防災物品及び防災製品の普及
- カ 発災時において、揺れを感じたとき、揺れが止んだとき、燃え始めたときのそれぞれの機会における出火防止及び消火装置の徹底

(2) 事業所等に対する指導

ア 市は、多数の者が利用する学校、病院、百貨店等の施設については、収容人員に応じて防火管理者を必ず選任させ、自衛消防に関する組織、地震対策等も含んだ消防計画の作成、避難訓練の実施、消防用設備等の整備、火気の使用監督等について、十分指導を行うものとする。

また、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、これらの施設に対する防火体制を推進する。

イ 市は、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等に対して地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行うよう指導するものとする。

(3) 高圧ガス、毒劇物等の貯蔵又は取扱いの指導

市は、消防法等の規定に基づき、一定数量以上の危険物、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガス、シアン化水素やアンモニア等の毒物劇物等を貯蔵し又は取り扱う者に対して規制を行い、適切な査察指導等を行って、火災発生の未然防止を図るものとする。

(4) 消防同意制度の活用

市は、消防法の規定に基づき、建築計画を防火上の見地からチェックし、同制度の効果的な運用を図り、消防用設備等の設置等建築物に関する火災予防を十分に図っていくものとする。

(5) 防災物品の普及及び管理指導

市は、消防法の規定に基づき、防災性能を有する物品等を設置しなければならない防火対象物

に対し、その設置及び管理を指導するとともに、火災発生及び拡大の防止に努めるよう指導を行うものとする。

(6) 火災予防条例の活用

市は、火気を使用する設備・器具、火気の使用制限、少量危険物等の取扱い及び避難管理等について規定した火災予防条例を活用し、火災の発生を未然に防止し、また、百貨店等については、消防用設備等の維持管理及び避難施設の適切な保持を確保するため、各種広報手段による啓発や巡回指導を行うものとする。

(7) 消防設備士制度の活用

市は、防火対象物の消防用設備等が、技術上の基準に適合し、かつ有効に機能するよう点検報告を励行させるなどにより、当該対象物の関係者(特に、消防設備士、消防設備点検資格者)に対し、万全な指導を行うものとする。

(8) 火災予防運動の実施

市は、毎年、火災の多発期に当たる11月から3月にわたり、秋季全国火災予防運動(11月9日～11月15日)、宮崎県林野火災予防運動(1月30日～2月5日)、春季全国火災予防運動(3月1日～3月7日)を通じて、火災予防のための諸行事を実施し、広く住民に対し火災予防思想の普及向上に努めるものとする。

3 消防力の充実強化

消防力の充実強化については、共通対策編第2章第2節第3項「2 消防力の充実強化」によるほか、以下のとおりとする。

(1) 消防職団員の教育訓練

市は、消防職員及び消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校及び消防大学校に必要な応じ派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し、実施するものとする。

※ 県消防学校での教育訓練

ア 消防職員

(ア) 初任教育

(イ) 専科教育(救助、救急の各科、課程)

(ウ) 幹部教育(初級及び中級科)

(エ) 特別教育

イ 消防団員

(ア) 普通科

(イ) 特別教育(指導員科及び訓練指導科)

(ウ) 幹部教育(幹部科及び上級幹部科)

(エ) 現地教育(市の要請により教官を派遣して実施)

ウ 自衛消防隊

企業等の自衛消防隊員に対し、要請により教育訓練を実施する。

第4項 防災知識の普及、予防啓発活動

1 火災予防運動の推進

春季及び秋季の火災予防運動については、毎年火災の多発期を迎える3月と11月に、消防庁の提唱で全国一斉に実施されているが、本市においても、関係者の協力のもとに住民に対する火災予防思想の普及をはじめ、消防機関による建物の予防査察の実施、各事業所における消火、通報、避難の各種訓練等、多彩な行事を実施し、火災予防に努めるものとする。

火災予防運動の重点目標としては、

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 地域における防火安全体制の充実
- (3) 物品販売店舗・旅館・ホテル等不特定多数の者が出入りする防火対象物に係る防火安全対策の徹底
- (4) 社会福祉施設、病院等自力避難が困難な者が多数入所している施設における防火安全対策の徹底
- (5) 乾燥及び強風時の火災発生防止対策の推進等とする。

2 民間防火組織の育成・強化

火災予防に対する意識の高揚をはかるため、年少の頃から火に対する知識、火に対する安全適切処置などを習得する事が望まれる。また、家庭における火気を取扱う機会の多い婦人を対象として、火災予防の知識を養うことが必要である。このため、県では、平成26年に「宮崎県女性防火クラブ連絡協議会」を設立するなど、市町村の協力を得て、幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び婦人防火クラブの育成強化を推進している。

3 防火管理者制度の充実・強化

火災のほとんどが人為的原因、すなわち不注意により発生し、施設の不備等のため拡大するに至っている経緯をみると、火災の未然防止はもちろん、焼失による損害や煙や熱のための人的損害等も日頃の防火管理如何によって防ぐことは可能である。

また、単に物的な設備面をいかに充実してもそれを活用する人的裏付けと日頃の維持管理が適切でなければ十分な効果が期待できない。消防法では収容人員が10～50人以上となる事業所等は、有資格者の中から防火管理者を選任して防火管理の業務を行わなければならないことになっている。今後とも防火管理者資格認定講習会の実施等により、防火管理者制度の充実強化に努めるものとする。

第3節 大規模な火事災害応急対策計画

第1項 活動体制の確立

市は、大規模な火事災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、市災害対策本部等を設置し、他の市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努めるものとする。

第2項 気象に関する情報の伝達と火災防止のための措置

1 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

火災による県民の生命・財産への被害を最小限とするため、宮崎地方気象台、県、市は迅速・的確に火災気象通報及び火災警報の伝達を行う。

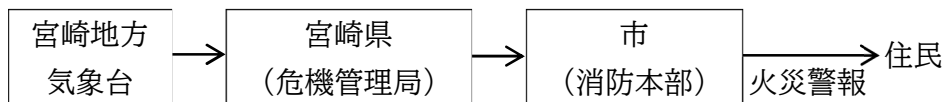
- 火災気象通報：消防法に基づいて宮崎地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき（具体的には下記の条件）に、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、この通報を受けたときは直ちにこれを市に通報する。

＜宮崎地方気象台の基準＞

乾燥注意報及び陸上を対象とした強風注意報の基準と同一であり、通報基準に該当または該当するおそれがある場合に火災気象通報として通報する。なお、降水（降雪を含む）が予想される場合は火災気象通報としては通報しない。

- 火災警報：消防法に基づいて市が火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(1) 火災気象通報及び火災警報の伝達系統



(2) 火災警報の周知方法

- ア 主要公共建物の掲示板に必要な事項を掲示
- イ 警報信号の使用（消防法施行規則別表第1の3）
- ウ 主要地域における吹流しの掲揚
- エ 防災行政無線による放送
- オ その他広報車による巡回宣伝

第3項 災害情報の収集・連絡

- (1) 市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。ただし、消防機関へ通報が殺到する場合は、直接消防庁へ報告するものとする。
- (2) 市は、県の警察用航空機または宮崎県防災救急ヘリコプターからの画像情報を必要に応じ利用

し、被害規模の把握を行うものとする。

(3) 消防庁等への報告に当たっては「火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日、消防災第 267 号消防庁長官）」によって災害発生後直ちに無線電話、ファクシミリ等によって行うものとする。

第8章 林野火災対策

第1節 基本的考え方等

1 基本的考え方

市の森林面積は市総面積の84.6%に当たる73,399haを占めている²。森林は、木材の生産や市民の生命、財産を守る地域の保全機能、水源のかん養機能、地球温暖化につながる二酸化炭素を吸収・固定するなど多面的な機能を有している。

ひとたび林野火災が発生すると、地理的条件によっては消火活動が困難なことから、貴重な森林資源をいたずらに焼失することになる。また、火災の拡大状況によっては、人家への延焼等市民の生命、財産に甚大な損害を及ぼす可能性もある。

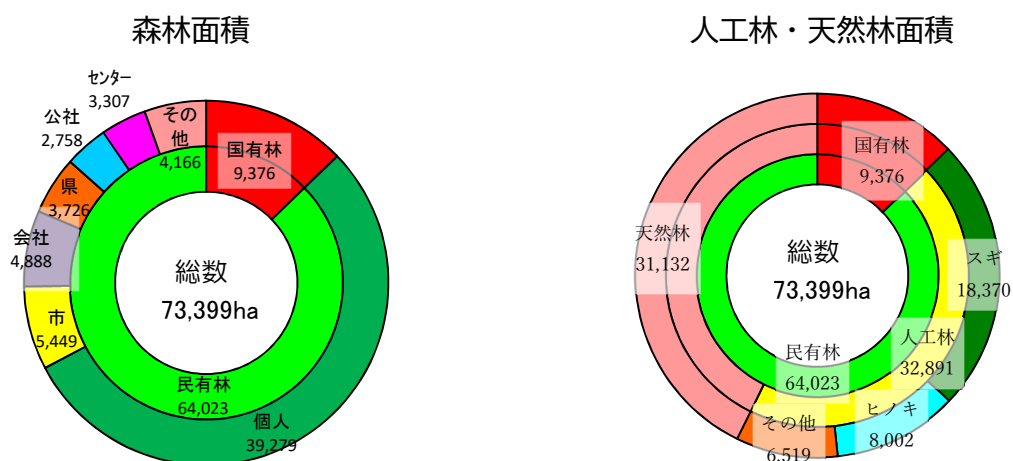
本章は、火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災が発生した場合に、被害の拡大防止のため市等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

2 林野火災の想定

林野火災は、集落や住宅団地等が隣接する山麓や登山、レクリエーション施設の周辺における、異常乾燥、又は暴風時の異常気象を考慮し、ひとたび出火すると広域、かつ消火活動が困難な危険性が大きい地域等での林野火災を想定する。

3 市の森林資源の現況



出典：五ヶ瀬川地域森林整備計画

² 延岡市森林経営管理制度推進方針（令和3年2月）

第2節 林野火災予防計画

《基本方針》

防災関係機関は、市域における森林資源の重要性並びに林野火災の特殊性に鑑み、積極的に予防対策を推進するものとする。なお、全県域が林野火災特別地域に指定(昭和52年)されているため、消防施設については国の補助事業により整備する。

- 1 山系毎の火災危険地区の指定及び関係機関と連携した巡視・監視の強化を検討する。
- 2 関係機関と協力して、火災対策用施設、火気取扱場所及び設備等を整備する。
- 3 自衛消防体制の組織化、消防機関における相互応援協定等により広域的な消防体制の確立を図る。

第1項 監視体制等の強化

【担当機関】消防本部、消防署、林務課、各総合支所産業建設課、各総合支所地域振興課

1 市

林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに、次の事項を実施するよう努める。

(1) 火災警報の発令

気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等の必要な措置をとること。

(2) 火災警報の周知徹底

火災警報の住民、入山者への周知は、打鐘、サイレン等消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報、防災無線等による周知徹底を図ること。

(3) 火入れの対応

火入れによる出火を防止するため、森林法第21条に基づく市長の許可にあたっては、事前に消防機関と時期、許可条件等について十分な調整を行うこと、及び火入れ者に対する許可条件等の厳守を指導すること。

(4) 火の使用制限

気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導すること。また、火災警報発令時等、特に必要と認めるときは、火災予防条例等に基づく一定区域内のたき火、喫煙などの火の使用制限を徹底すること。

2 消防機関

林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに次の事項を実施する。

◇ 火災警報の発令等

気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令や打鐘、サイレン等消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報等、地区住民及び入山者への周知等必要な措置を講じる。

第2項 森林所有（管理）者への指導

【担当機関】消防本部、消防署、林務課、各総合支所産業建設課

林野火災予防のため、林野所有（管理）者に対し、次の事項を指導するよう努める。

- 1 防火線、防火樹帯の設置及び造林地における防火樹の導入
- 2 自然水利の活用等による防火用水の確保
- 3 事業地の防火措置の明確化、作業者に対する防火に関する注意の徹底
- 4 火入れにあたっては、森林法に基づく条例等による許可のほか、消防機関との連絡体制の確立
- 5 火災多発期（11月～3月）における見巡りの強化
- 6 林野火災消火用諸資機材の整備

第3項 災害防止のための気象情報等の充実

【担当機関】消防本部、消防署、林務課、各総合支所産業建設課

火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予報上危険であると認めるときは、火災警報を発令するよう努める。なお、火災気象通報の基準は以下のとおりとする。

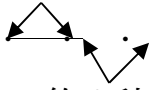
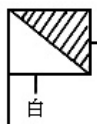
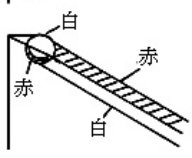
1 火災気象通報の基準

乾燥注意報（①）及び陸上を対象とした強風注意報（②）の基準と同一とする。なお、降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しないものとする。

- ① 乾燥注意報：実効湿度が65%以下、最小湿度が40%以下となる見込みのとき
- ② 強風注意報：平均風速で12m/s以上の風が吹く見込みのとき

※ 火災警報を発令する場合は、防災無線、有線放送又は消防法施行規則第34条の火災警報信号により周知するよう努める。

<火災警報信号>

打鐘信号	余いん防止付サイレン信号	その他信号
火災警報 ・ ― ― ― ― 発令信号 ・ ― ― ― ― 1点と4点のまだら打ち	約30秒  約6秒	旗  吹き流し  赤 白 赤 白 赤字の白地、形状大きさは、適宜とする 火災警報発令中 掲示板

第4項 活動体制の整備

【担当機関】消防本部、消防署、林務課、各総合支所産業建設課

1 消火体制の整備

(1) 消火体制の確立

市及び消防機関は、自衛隊、警察等の協力を得て、地域における総合的消防体制を確立するとともに、消防機関における相互応援協定等により広域的な消防体制の確立を図る。また、初期消火の徹底を期するため、森林組合等による自衛消防体制の組織化を図る。

(2) 空中消火体制の確立

広域、大規模な火災については、ヘリコプターによる空中消火が効果的な戦術となるので、空中消火資機材を保有する県の機関と協力し、空中消火体制の確立を図る。

なお、自衛隊の派遣要請は、自衛隊災害派遣要請計画によるものとする。

2 消火施設の整備

関係機関は、火災対策用施設はもとより、火気取扱場所及びこれに関する設備、火災の早期発見等の施設を整備するよう努める。特に、林野火災の危険性の高い民有林が所在する地域に対しては、簡易防火用水等の林野火災防火施設の重点的な配備に努める。また、1月を宮崎県山火事予防月間とし、特に予防対策を強化する。

(1) 防火水槽、自然水利用施設等の増強を図る。

(2) ヘリポート・補給基地の整備を図る。

(3) 防火線、防火帯林、防火管理道等延焼防止のための防火施設の整備に努める。

3 林野火災対策用資機材の整備

関係機関は、消防力の強化のため、資機材の整備と備蓄を積極的に推進する。

なお、資機材の整備については、林野火災の危険度が高く集落への延焼が想定される地区から重点的、計画的な整備を図る。

(1) 消火作業機器等の整備

可搬式ポンプ・送水装置、ジェットシューター、チェーンソー等、消火作業用機器等の計画的な整備を推進する。

第5項 防火思想の普及

【担当機関】消防本部、消防署、林務課、各総合支所産業建設課

1 啓発活動

予防標識柱、立て看板等により入山者や林野周辺住民に対し、火災予防の周知徹底を図る。また、林野火災予防運動期間中の防火パレード、地区有線放送等の広報活動で林野火災防止の意識の向上に努める。

第3節 林野火災応急対策計画

《基本方針》

林野火災の特異性に鑑み、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し住家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

【担当機関】総合調整班：危機管理企画課、防災施設整備室、総務課、職員課、管財課
農林班：総合農政課、農業畜産課、林務課、農業委員会事務局
消防本部、消防署

第1項 火災通報等

1 火災通報計画

(1) 火災通報

市は、林野火災を覚知した場合は、あらかじめ定める出動体制を取るとともに関係機関（周辺市町村、警察署等）に通報を行う。

(2) 速報の実施

市は、火災の規模等が次の条件に達したとき、また、特に必要と認めるときは、県（危機管理局）に速報を行う。

ア 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して、覚知から1時間以内に鎮圧できないか又は鎮圧することができないと予想される場合

イ 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して、空中消火を必要とすることが予想される場合

ウ 林野火災によって人的被害が発生するか又はその危険が予想される場合

エ 近くに火薬工場や火薬の保管倉庫あるいは危険物施設等が存在し、二次災害の危険性が予想される場合

オ 以下の国の速報基準に達するか又は達することが予想される場合

(ア) 焼損面積が10ヘクタール以上のもの

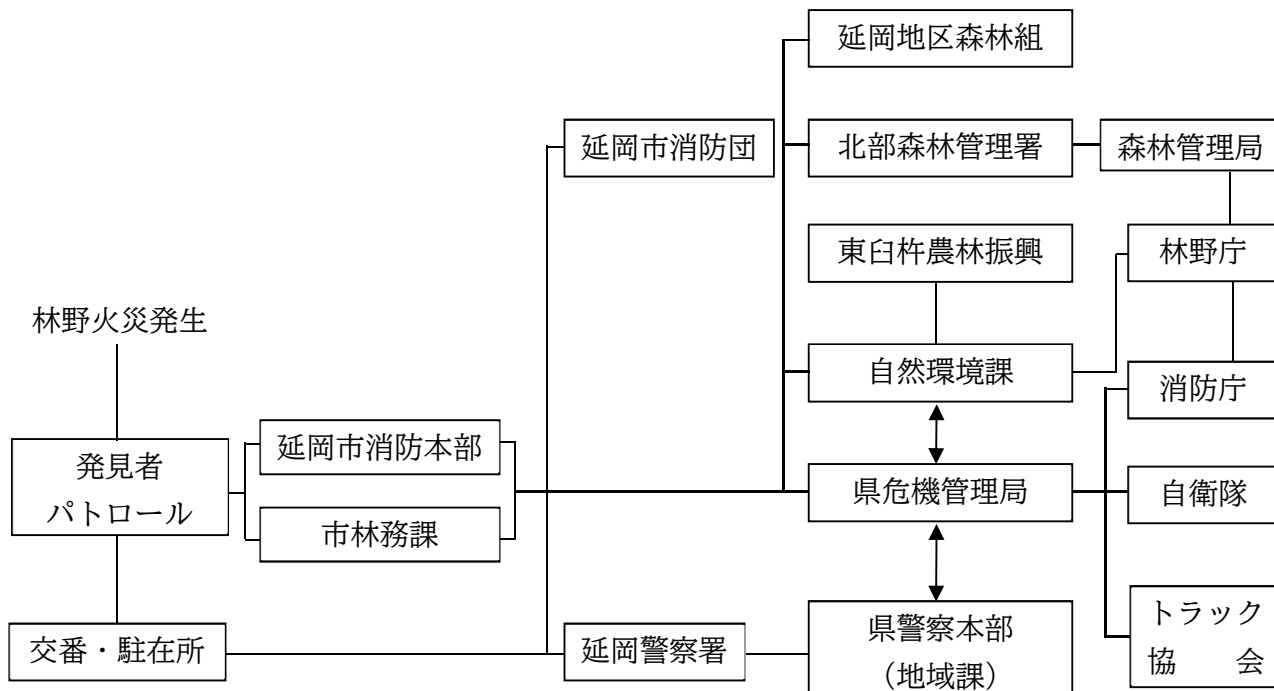
(イ) 空中消火を要請又は実施したもの

(ウ) 住宅等施設の焼失を伴ったもの

(エ) 重要な森林（保安林、自然公園等）で、県が必要と認めたもの

2 通報、連絡体制

林野火災通報に係わる伝達系統は、次のとおりである。



第2項 消火活動体制

1 消火活動体制の確立

(1) 現場指揮本部の設置

消火活動にあたって、市は現場指揮本部を設置し、関係機関と連携協力して実施する。なお、空中消火を要請した場合の現場指揮本部は、県（危機管理局）及びヘリコプター運用機関からの連絡員を含めて構成する。

(2) 災害対策本部（県）の設置

火災が拡大し、市では対処できないと判断されるときは、関係機関の協力を得て、災害対策本部を設置する。災害対策本部の任務の概要は次のとおりである。

- ア 応援協定に基づく隣接市町村等の応援隊の出動要請
- イ 空中消火の要請の検討
- ウ 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- エ 警戒区域の指定

(3) 消火体制の確立

市は、林野火災を覚知した場合、火煙の大きさ・規模等を把握し、迅速に消火体制を整える。林野火災は、強風・異常乾燥等の気象条件により発生する場合が多く、延焼する可能性が高い。このため、宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援の要請を行う等、迅速に強固な体制を確立する。

(4) 消火活動における安全管理

林野火災の消火活動においては、過去の事例等から人身事故の危険性が高い。そのため、市の現場指揮者及び関係者は、細心の注意を払い事故防止に努める。

(5) 残火処理と跡地対策

林野火災は焼失面積が比較的広く、火災後の全体の詳細な点検は困難であるが、残り火による再出火する危険性が高いことから、残火処理には万全を期す。さらに、林野火災の跡地は、強風による灰や土煙りが発生し、風下に公害を引き起こしたり、草木消失による保水性の低下で土石流等の土砂災害が発生する可能性がある。そのため、市は植生がある程度回復するまで巡視を行い、異常が発生した場合には対策を講ずる。

2 地上消火

市は、火災の規模や気象条件、植生の状況、地形、水利方法等現場の状況に応じて、迅速かつ有効な手段、防ぎょ方法等を検討し、消火活動を行う。消火手段等については、以下を参照する。

(1) 防ぎょ方法

- ア 注水 イ 叩き消し ウ 土掛け
- エ 防火線 オ 迎え火

(2) 消火隊員の進入、展開方法

- ア 延焼方向の側面からの進入 イ 焼け跡からの進入 ウ 等高線からの進入
- エ 谷川からの進入 オ 山の反対側からの進入

3 空中消火

地上隊による消火が困難と判断されるときは、県（危機管理局）への通報を行うとともに、次により空中消火体制の準備を行う。

(1) 空中消火の要請

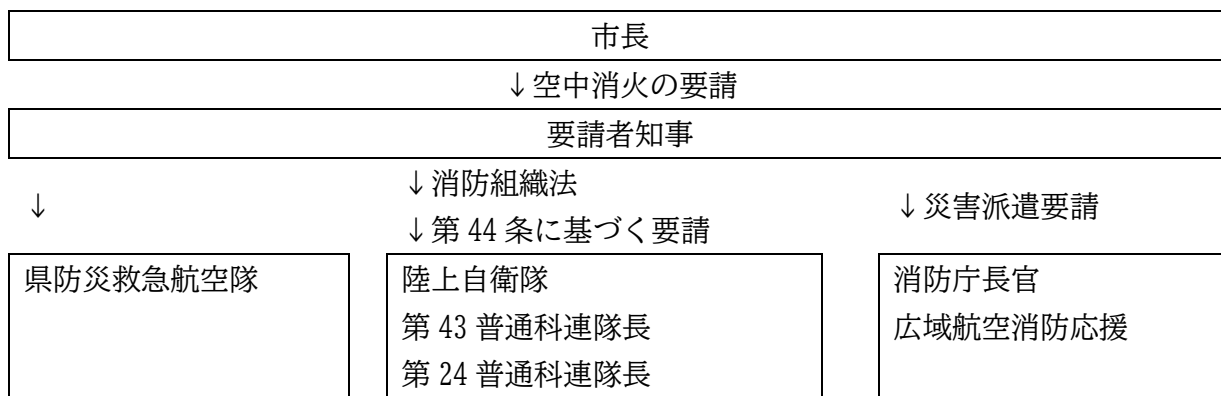
ア 空中消火の要請基準

- (ア) 地形等の状況により、地上の防ぎょ活動が困難な場合
- (イ) 火災規模に対して、地上の防ぎょ能力が不足又は不足すると判断される場合
- (ウ) 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合
- (エ) 火災の状況から判断して、初期消火時点での空中消火が延焼防止のために極めて有効であると認められる場合

イ 空中消火の要請手続

空中消火の要請は次の系統図により行う。市長から県（危機管理局）に対する電話等による依頼は、市長自身か、市長の意志を直接伝達し得る立場の者（副市長又は消防長）とする。なお、自衛隊災害派遣要請にあたっては、次の事項を明確にする。

- (ア) 空中消火基地の設置場所、その周辺の状況及び目標物
- (イ) 災害派遣要請市町村の連絡場所及び連絡者
- (ウ) 資機材等の空輸の必要の有無
- (エ) 空中消火用資機材等の整備状況
- (オ) その他空中消火を実施するに当たり、参考となるべき事項



(2) 空中消火の準備

ア 空中消火基地の確保

空中消火基地は、ヘリポート、飛行準備場所（燃料集積所を含む。）からなり、空中消火活動の拠点となる。また、火災現場に近く、資機材輸送のための大型車両等の進入が容易で、連続した空中消火に対応できる十分な水利を有している平坦な場所を選定する。市は、空中消火の実施が決定された時点で、陸上自衛隊及び県（危機管理局・救急防災航空隊）と協議の上、適地を決める。

イ 火災現場付近の状況把握

空中消火を効果的かつ安全に実施するため、気象状況（天候、風向、風速）を常に把握する。また、ヘリコプターの飛行地域の障害物を把握する。

ウ 輸送手段等の確保

市は、資機材等を空中消火基地に運ぶため、輸送ルート、輸送手段を確立しておく。

4 空中消火の報告

市は、空中消火を実施する（実施した）場合、速やかに県（危機管理局）に次の事項について報告する。県はその報告を受け、消防庁防災課に報告する。

- (1) 発生場所
- (2) 発生時間及び覚知時間
- (3) 空中消火を要請した時刻
- (4) 現場の状況
- (5) 消防吏員及び消防団員の出場状況
- (6) その他必要な事項

5 空中消火の実施に伴う経費の分担

次の経費は市の負担とする。

(1) 県の保有する資機材の使用にかかる次の経費

- ア 資機材の引渡し及び返納に要する費用
- イ 使用期間中における資機材の維持管理及び補修に関する費用
- ウ き損又は消費した資機材の購入補填に要する費用
- エ 資機材の使用により人身又は物件に対し損害を与えた場合、その補償に要する費用

(2) 自衛隊の派遣部隊にかかる費用

次のもの以外に必要な経費については、事前に協議しておく。

ア 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金

イ 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料

ウ 活動のため現地で調達した資機材の費用

※ なお、(1)及び(2)において2以上の市町村にわたる場合は、関係市町村が協議して負担割合を定める。

第9章 原子力災害対策

第1節 基本的考え方等

第1項 基本的考え方

宮崎県内には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号。以下「原災法」という。）」に規定される原子力事業所の立地はない。

原子力災害発生時には、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、原災法第6条の2の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」において、「原子力災害対策重点区域」が定められているところである。

この「原子力災害対策重点区域」の範囲については実用発電用原子炉の場合、「予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）」が概ね半径5キロメートルとされ、「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）」については、概ね30キロメートルを目安とすることとされている。

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及んだことを踏まえ、宮崎県は平成26年3月に宮崎県地域防災計画原子力災害対策編（以下「県防災計画」という。）を新設した。

本市では、本県周辺の原子力発電所において万一同様の事故が発生した場合を想定し、被害の軽減及び拡大防止のため、原災法、原子力災害対策指針、その他関係法令等、県防災計画の趣旨を踏まえて、予防対策、応急対策及び復旧対策について本計画で定めるものとする。

【この編で用いる用語の定義】

原子力災害	原災法第2条第1号に規定する被害をいう
原子力事業者	原災法第2条第3号に規定する事業者をいう
原子力事業所	原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう
警戒事態	原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう
施設敷地緊急事態	原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう
全面緊急事態	原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう

【本県周辺地域に立地する原子力発電所（距離は市境までの最短距離）】

発電所名	伊方原子力発電所
事業者名	四国電力株式会社
所在地	愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40番地3
本市までの距離	約90km

発電所名	川内原子力発電所
事業者名	九州電力株式会社
所在地	鹿児島県薩摩川内市久見崎字片平山1765番地3号
本市までの距離	約150km

発電所名	玄海原子力発電所
事業者名	九州電力株式会社
所在地	佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖4112番地1
本市までの距離	約180km

なお、本計画は、延岡市地域防災計画（以下「市防災計画」という。）の「原子力災害対策編（以下「本編」という。）」として定めるものであり、この本編に定めのない事項については、市地域防災計画の総則及び他編によるものとする。

また、市地域防災計画にも定めのない事項については、国及び県の指示又は要請に基づき実施するものとする。

今後原子力災害対策指針の改定内容や、科学的な知見及び防災上の重要事項を把握するとともに、その他の状況の変化も踏まえ、県防災計画との整合性を図りながら、本編について必要に応じて検討を加え、修正を行うこととする。

第2項 基礎とするべき災害の想定

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、その影響が立地県のみならず近隣県やその他の地方公共団体の広範囲に及んだところであり、このことを踏まえると、万一本県周辺で原子力災害が発生した場合、何らかの影響が本市に及ぶ可能性があることが想定される。

そのため、本編は川内原子力発電所及び伊方原子力発電所で、次の1～3に掲げる事象が発生した場合を想定し、作成するものである

なお、本市から距離が約180キロメートルの玄海原子力発電所での原子力災害についても本計画に沿って対応するものとする。

- 1 警戒事態又はこれに準ずる事象（あらかじめ県と九州電力株式会社川内原子力発電所において定める事象及び、愛媛県の定める「伊方発電所異常時通報連絡公表要領に基づく公表事項等」に掲げるもののうち、直ちに公表を要する事象をいう。以下同じ。）が発生したとき
- 2 施設敷地緊急事態が発生したとき
- 3 全面緊急事態が発生したとき

第3項 防災関係機関の業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第2章を基本とするほか、九州電力株式会社については、特に下記のとおり定めるものとする。

1 原子力事業者

機関名	業務の大綱
九州電力株式会社	(災害予防・災害応急対策) (1) 原子力施設における原子力災害の発生の防止に関する措置に関すること。 (2) 従業員に対する防災に関する教育及び訓練に関すること。 (3) 関係機関との情報連絡体制の整備及び防災上必要な情報の提供に関すること。 (4) 原子力災害の拡大の防止や原子力災害の復旧に関すること。 (5) この計画に基づき、市その他の防災関係機関が実施する対策への協力に関すること。

第2節 原子力災害予防計画

第1項 情報の収集・連絡体制等の整備

1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、原子力災害対策に関する情報の収集及び連絡を円滑に行い、必要な対策を迅速に講ずるため、平常時から緊急時の情報通信手段の確保に努め、有事の際の連絡方法や体制の確認を行うものとする。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保

市は、原子力災害時における適切な判断を行い、円滑な防災対策を実施するため、必要に応じて国や県等が実施する原子力防災に関する研修会等に可能な限り職員を派遣するなど、原子力災害対策に関する専門知識を備えた職員の育成に努める。

(2) 原子力災害対策関連情報の収集・蓄積

市は、平常時より原子力災害対策関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。

(3) 災害対策上必要とされる資料

市は、県と連携して、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に収集・整備するものとする。

3 通信手段の確保

市は、県等への的確な情報伝達を図るため、県庁を中枢に県出先機関、市町村、防災関係機関等との間で開設している総合防災情報ネットワーク（以下「県防災無線網」という。）の活用を図る。

第2項 応急体制の整備

市は、原子力災害発生時の応急対策活動を効果的に行うため、あらかじめ必要な体制等について整備するものとする。

1 災害対策本部の体制整備等

市は、災害対策本部等を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部等の設置場所、本部の組織・所掌事務、運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

2 職員の参集体制の整備

市は、川内原子力発電所及び伊方原子力発電所での災害発生時に、必要な体制が迅速に執れるよう、職員の参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。

3 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から国、県、その他の関係機関と原子力災害対策に係る体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の有する機能の把握に努めるなど、相互の連携体制の強化を図るものとする。

4 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、これらの確保等において、県や関係機関と相互の連携を図るものとする。

第3項 住民の屋内退避・一時移転等に係る体制の整備

1 屋内退避・一時移転等に係る体制の構築

市は、防災関係機関等と連携して、原子力災害対策指針等を踏まえて、住民の屋内退避、一時移転及び避難に係る体制の構築に努めるものとする。（避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、1週間程度内に当該地域から離れるため実施するものである。以下「一時移転及び避難」を「一時移転等」という。）

2 屋内退避、一時移転等に係る避難所の確保・整備

市は、機密性、遮蔽性の高い造りの公共的施設等を屋内退避、一時移転等に係る避難所として指定するよう努めるものとする。

第4項 住民への健康相談体制の整備

市は、県と連携し、健康及び医療等に係る住民等からの相談に対応できるよう、相談体制の整備を図る。

第5項 住民等への的確な情報伝達

市は、住民等に対し、原子力災害に関する情報提供を迅速かつ確実に実施できるよう、災害の状況に応じて提供すべき情報の項目について事前に整理しておく。

また市は、テレビ、ラジオのほか、インターネット、メール等の多種媒体の活用にも努めるものとする。特に要配慮者に対しては、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力、情報通信機器の活用や情報伝達体制の整備を図る。

さらに、市は、県と連携し、速やかに住民等からの問合せに対応する相談窓口が設置できる体制の構築に努める。

市は、県等から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る連絡を受けた場合においては、迅速かつ確実に住民等に対して情報伝達を行うために、同報系防災行政無線・インターネット・メール・

コミュニティ FM・ケーブルテレビ・広報車など複数の伝達方法を検討するものとする。

第6項 原子力防災等に関する住民等への知識の普及、啓発

市は、県と連携し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項を参考に広報活動の実施に努める。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に市や県、国等が講じる対策の内容に関すること
- 6 屋内退避及び避難に関すること
- 7 要配慮者への支援に関すること
- 8 緊急時にとるべき行動
- 9 避難所での運営管理、行動等に関すること
- 10 安定ヨウ素剤の服用の効果に関すること

第7項 防災訓練の実施

市は、県と連携して屋内退避、一時移転等や除染活動など原子力防災にも応用可能な要素が含まれている総合防災訓練や国民保護訓練と連携を図った計画的な原子力防災訓練の実施に努める。

また、必要に応じて国や県が実施する原子力防災訓練に参加するものとする。

第8項 民間企業等との連携

市は、原子力災害対策を確実に実施するため、既に民間企業や団体と締結している災害時応援協定の見直しや、新たな協定の必要性、その他の連携のあり方について検討するものとする。

第3節 原子力災害応急対策計画

第1項 基本方針

本章は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態が発生した場合の応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2項 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 川内原子力発電所で原子力災害が発生した場合

県と九州電力株式会社との間で平成25年7月16日に締結した「川内原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書」（以下「覚書」という。）に定めた区分に該当する事象が川内原子力発電所において発生した場合には、九州電力株式会社から県に対してあらかじめ定めた方法により情報連絡が行われることとなっており、本市においてはそれに従うものとする。

(1) 警戒事態等（覚書に基づく異常時の事象）が発生した場合の連絡体制

県は、九州電力株式会社から通報・連絡を受けた事項について、市町村及び関係機関に直ちにファクシミリで連絡するものとする。なお、必要と認められる場合は電話による連絡も併せて行う。

(2) 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態（覚書に基づく非常時の事象）が発生した場合の連絡体制

県は、九州電力株式会社から通報・連絡を受けた事項について、市町村及び関係機関に直ちにファクシミリで連絡するものとし、併せて電話による連絡も行う。

(3) 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生後の応急対策活動等に係る情報連絡及び収集

九州電力株式会社から、県に施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生後の応急対策活動等に係る情報連絡があった場合、県は、九州電力株式会社から連絡を受けた事項について、直ちに市町村及び関係機関に連絡するものとする。

2 伊方原子力発電所で原子力災害が発生した場合

本市から最も近い原子力事業所である伊方原子力発電所について、大分県は立地県である愛媛県との間で情報連絡等に関する確認書を取り交わし、愛媛県の定める「伊方発電所異常時通報連絡公表要領に基づく公表事項等」に掲げるもののうち、直ちに公表を要する事象（警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態を含む）が発生した場合は、立地県である愛媛県が大分県に連絡を行い、大分県はこの連絡を受けた時は、宮崎県に連絡し、宮崎県は県内の市町村等の関係機関へ直ちに情報提供を行うこととなっている。

※「第4項 住民等への的確な情報伝達活動」の【情報連絡系統図】参照

3 一般回線が使用できない場合の対処

市は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、県防災無線網や衛星携帯電話等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、国及び県が実施する緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）が開始された場合はその情報収集に努め、その後の対策に活用する。

第3項 活動体制の確立

市は、川内原子力発電所及び伊方原子力発電所における原子力災害を覚知した際は、その状況に応じて、次の体制をとるものとする。

1 市の活動体制

(1) 情報連絡本部体制

- ア 川内原子力発電所及び伊方原子力発電所において、警戒事態又はこれに準じる事象が発生した場合
- イ その他危機管理部長が必要と認めたとき

(2) 災害警戒本部体制

- ア 川内原子力発電所及び伊方原子力発電所において、施設敷地緊急事態が発生した場合
- イ その他総務部長が必要と認めたとき

(3) 災害対策本部体制

- ア 川内原子力発電所及び伊方原子力発電所において、全面緊急事態が発生した場合
- イ その他市長が必要と認めたとき

2 市の動員配備計画

職員の動員配備計画については、第2編第3章第1節によるほか、次のとおりとする。

※原子力災害対策関係課：生活福祉課、生活環境課、おやこ保健福祉課、健康長寿課、総合農政課、観光戦略課、学校教育課、消防本部警防課、その他危機管理部長が必要と認める課室

本部設置基準	本部区分	原子力災害対策関係課	総合調整班	総務広報班
全面緊急事態が発生した場合	災害対策本部	全職員	全職員	全職員
施設敷地緊急事態が発生した場合	災害警戒本部	課室長 (必要に応じ人員確保)	危機管理企画課長 危機管理企画課員 管財課長 管財課員 総務課長(※) 防災推進員 (※必要に応じ人員確保)	職員課長(※) (※必要に応じ人員確保)
警戒事態又はこれに準じる事象が発生した場合	情報連絡本部		危機管理企画課長 危機管理企画課員	経営政策課 総務課広報広聴係員(2名)

◇原子力災害対策関係課及び総合調整班・総務広報班は、県の原子力災害時の職員参集・配備計画に準じ、市災害対策本部の関係課室を指定。

◇各総合支所対策部は、上記登庁基準に準じ職員の配置を行う。

3 市災害警戒本部及び災害対策本部の廃止時期

本部区分	基準
災害対策本部	(1) 原子力緊急事態解除宣言(原災法第15条第4項で規定するものをいう。以下同じ。)が行われた場合など、原子力災害の影響が本市の地域に及ぶおそれがないと本部長が認めたとき (2) 本部長が、おおむね緊急事態応急対策(原災法第2条第5号に規定するものをいう。以下同じ。)を終了したと認めるとき
災害警戒本部	(1) 災害対策本部が設置されたとき (2) 原子力災害の影響が本市の地域に及ぶおそれがないと本部長が認めたとき

第4項 住民等への的確な情報伝達活動

1 住民等への情報伝達活動

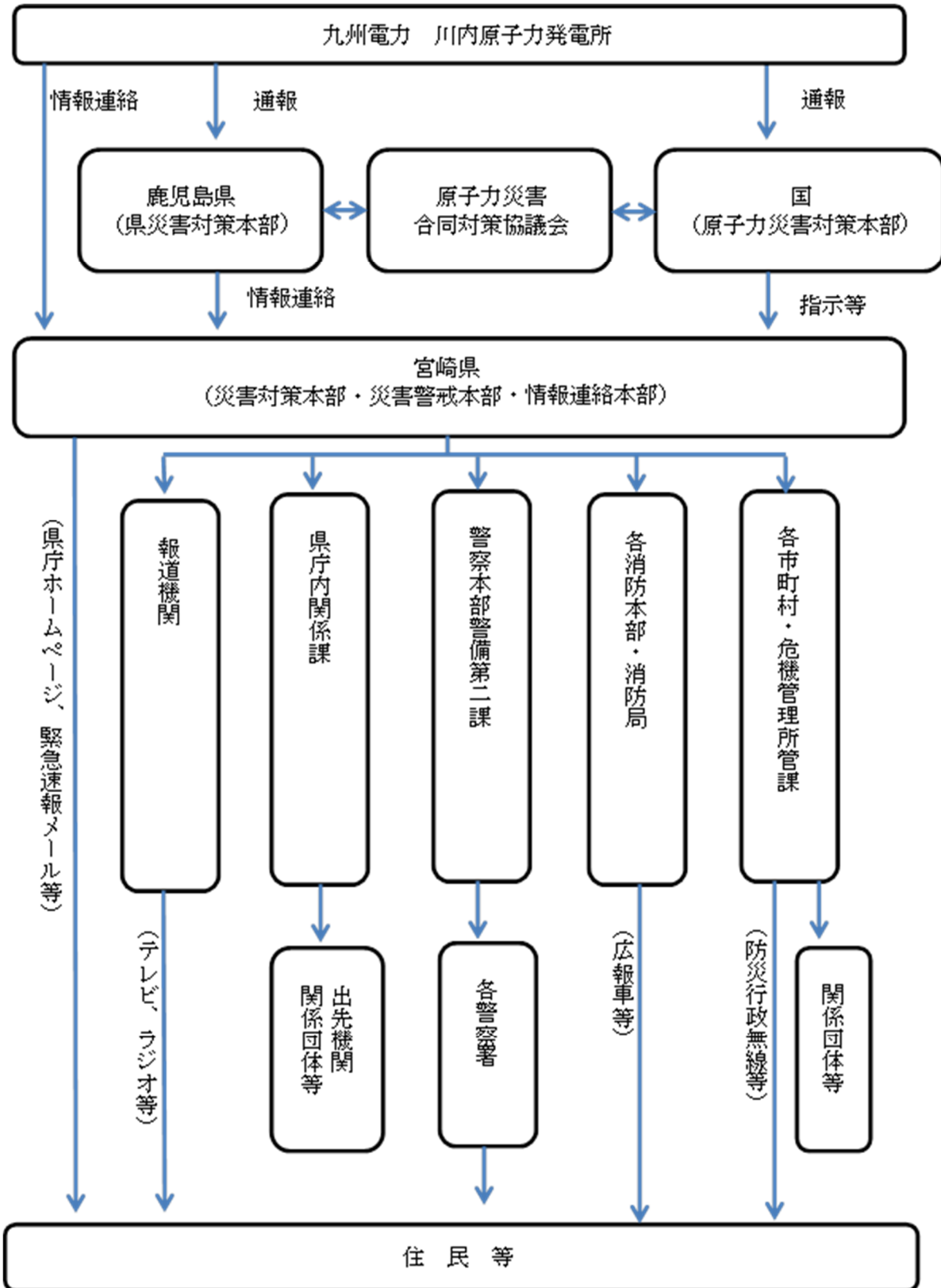
市は、県等から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る連絡を受けた場合において、必要に応じて同報系防災行政無線・インターネット・メール・コミュニティFM・ケーブルテレビ・広報車等により、迅速かつ確実に住民等に対して情報伝達を行うものとする。

2 住民等からの問合せに対する対応

市は、住民等の安心に資するため、県と連携し、必要に応じて問合せに対応する相談窓口を設置する。なお、住民等のニーズを踏まえて、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

■情報連絡系統図

(九州電力川内原子力発電所)



第1編 総論

第2編 共通対策編

第3編 風水害対策編

第4編 地震災害対策編

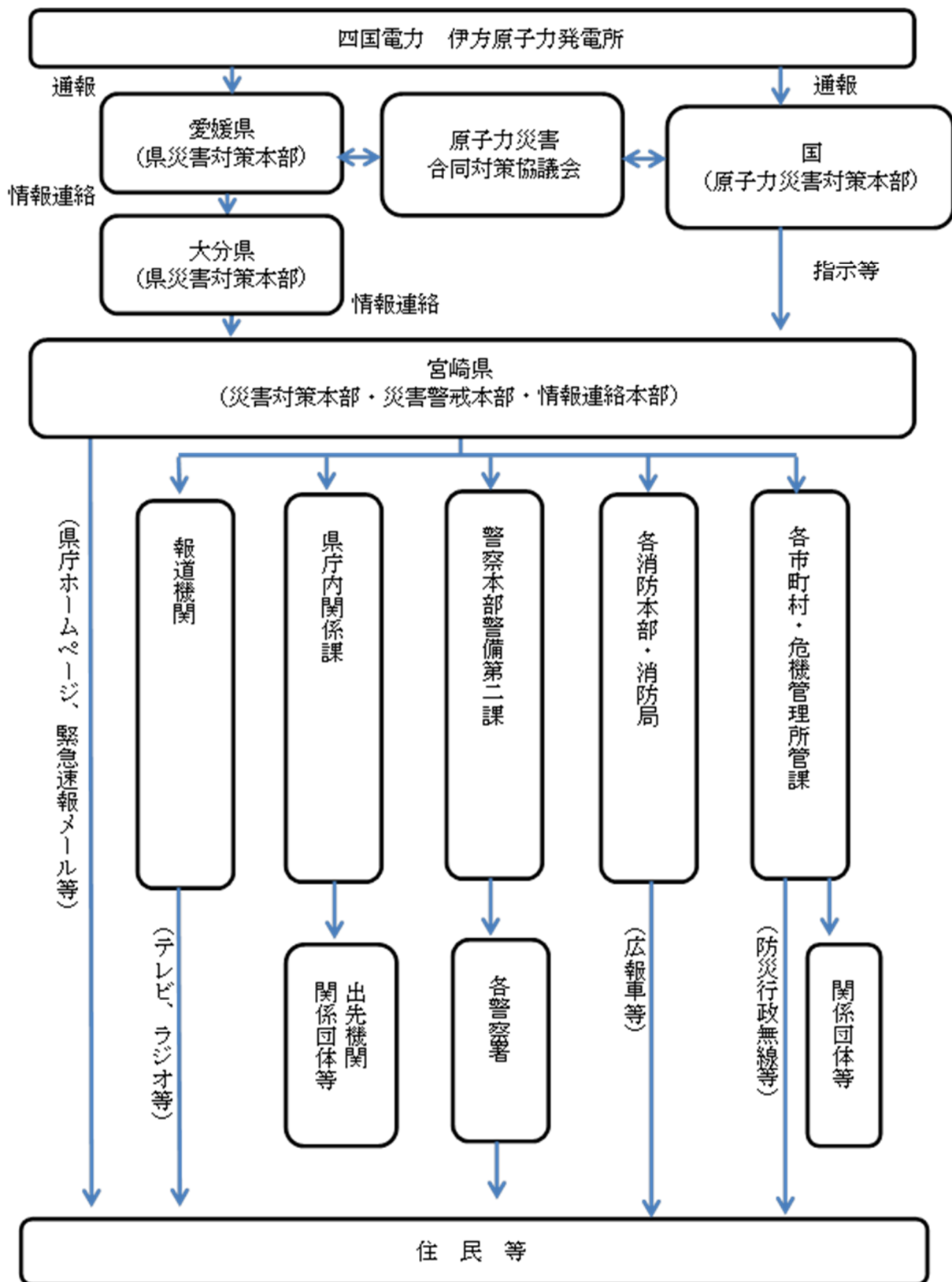
第5編 津波災害対策編

第6編 南海トラフ地震防災
対策推進計画編

第7編 その他の災害編

■情報連絡系統図

(四国電力 伊方原子力発電所)



第5項 屋内退避、一時移転等の防護活動

市は、原災法による国の指示、勧告等に基づき、屋内退避又は一時移転等の措置を実施する。

1 屋内退避、一時移転等の指示等

原子力発電所から30kmを超える区域においても、原子力発電所の事故状況によっては、屋内退避の防護措置が実施される場合がある。また、放射性物質の放出後、国が主体となって実施する緊急時モニタリングの結果、原子力災害対策指針に定める基準値を超える空間放射線量率が計測された地域について、一時移転等の防護措置が実施される場合がある。

内閣総理大臣から原子力緊急自体宣言が発出された場合、市は、屋内退避を実施する旨の注意喚起を行う。

2 屋内退避の実施

屋内退避の防護措置を実施する場合、住民は速やかに自宅や職場、近くの公共施設等へ屋内退避するものとする。市は、消防、警察等関係機関の協力のもと、屋内退避の指示のあった区域内の屋外にいる住民に対し、速やかに自宅等に戻るか、近くの公共施設等に屋内退避するよう指示するものとする。なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施するものとする。

3 避難所の開設及び運営

市は、屋内退避、一時移転等に備えて避難所を開設し、住民に対して周知を図るものとする。

4 要配慮者等への配慮

市は、避難所への誘導、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者の健康状態が悪化することなどないよう十分配慮するものとする。

第6項 医療及び健康相談の実施

市は、県と連携し、医療及び健康相談等を実施する。

第4節 原子力災害復旧・復興計画

第1項 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他関係機関と連携して、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第2項 風評被害等の影響軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通が確保されるよう広報活動等を行うものとする。

第3項 住民健康相談

市は、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康に関する相談等を行うための体制を整備し実施するものとする。